

4-4 公判概要等

本概要は、記録困難(録音不許可)な状況の中で、公判傍聴のメモとして作成したものを概要としてまとめたものであり、速記録ではないので正確性は必ずしも確実に担保されたものではない。しかし、事件の原因究明をする上で、裁判での証言等は極めて重要であるので可能な限り詳細に記載したものである。

(1) 被告 元契約課長 (競売入札妨害罪・共同正犯)

被告 元嘱託職員 (競売入札妨害罪・共同正犯・収賄罪)

平成 15 年 12 月 19 日(元契約課長・元嘱託職員)第 1 回公判

起訴状朗読では元嘱託職員は、①甲業者と共謀して、平成 14 年 12 月 18 日入札の泉町地内内径 200 耗配水管新設工事で 8 社を選び出し、元契約課長に選定するよう依頼し、元契約課長は 8 社を選定し、甲社が落札した。②乙業者と共謀して、平成 14 年 12 月 18 日入札の富士見町 6 丁目地内内径 150 耗配水管新設工事で 8 社を選び出し、元契約課長に選定するよう依頼し、元契約課長は 8 社を選定し、乙社が落札したものであり、刑法第 96 条の 3(競売入札妨害罪)、同第 60 条(共同正犯)で起訴した。

罪状認否では、元契約課長・元嘱託職員は認め、元嘱託職員の弁護人は事実関係は争わない旨意見を述べた。元契約課長の弁護人は共謀の内容は一切知らされておらず、結果として共謀のあったことを知った。何故被告がそのようなことをしたか、その辺の背景を今後の裁判で明らかにすると述べた。

検察官の冒頭陳述では、元契約課長・元嘱託職員の経歴、市の契約事務の流れ・水道工事の発注手続きの概要が述べられた。談合状況については、昭和 50 年頃「水交会」が結成され、組織的談合を繰り返していたこと、建設業協会とも組織的談合が繰り返されていた。犯行に至る経過については、甲業者が取り仕切っており、平成 8 年に甲業者は元嘱託職員と知り合い、乙業者を交えて韓国旅行や競輪に出かけたりした。水交会が設備研究会と名を変え、平成 14 年 8 月に解散するも、その後も不正を行っていた。元嘱託職員は平成 14 年 11 月初旬、泉町地内内径 200 耗配水管新設工事と富士見町 6 丁目地内内径 150 耗配水管新設工事の指名業者選定期間を契約課で聞き出し、甲業者と元嘱託職員は共謀し、各工事業者 8 社を選定し、これら業者名を書いたメモを元契約課長に渡し、依頼した。依頼を受けた元契約課長は、部下に指示し起案、その後会合で業者と落札額を決め、落札する業者以外の各業者には、これを上回る額で入札するよう指示がなされた。これら検察官の立証について元契約課長・元嘱託職員は全て同意した。

平成 16 年 2 月 9 日(元契約課長・元嘱託職員)第 2 回公判

平成 15 年 11 月 19 日付け追起訴分の朗読では、元嘱託職員は③丁業者や甲業者らと共謀し、若葉町 2 丁目地内給水管布設替工事において 8 社を選び出し、元嘱託職員は元契約課長に選定するよう依頼し、元契約課長は 8 社を選定し、丁社が落札したものであり、また、元嘱託職員はその見返りとして丁業者から現金 50 万円を受け取った。また、富士見町 6 丁目地内内径 150 耗配水管新設工事において、乙業者からも現金 40 万円を受け取り、刑法第 96 条の 3 (競売入札妨害罪)、同第 60 条 (共同正犯) 及び同第 197 条の 2 (収賄罪) で起訴した。

平成 15 年 12 月 10 日付け追起訴分では、元嘱託職員は乙業者や甲業者と共謀し、④富士見町 5 丁目先導水管布設替工事において 8 社を選び出し、元嘱託職員は元契約課長に選定するよう依頼し、元契約課長は 8 社を選定し、乙社が落札したものであり、元嘱託職員はその見返りとして乙業者から現金 100 万円を受け取った。また、元嘱託職員は丙業者や甲業者らと共謀し、⑤幸町 2～3 丁目地内給水管布設替工事において 8 社を選び出し、元嘱託職員は元契約課長に選定するよう依頼し、元契約課長は 8 社を選定し、丙社が落札したものであり、元嘱託職員はその見返りとして丙業者から現金 45 万円を受け取り、刑法第 96 条の 3 (競売入札妨害罪)、同第 60 条 (共同正犯) 及び同第 197 条の 2 (収賄罪) で起訴した。

平成 15 年 12 月 22 日付け追起訴では、元嘱託職員は、丙業者、甲業者らと共謀し⑥高松町 2 丁目～栄町 4 丁目地内給水管布設替工事について 7 社を選び出し、元嘱託職員は元契約課長に選定するよう依頼し、元契約課長は 7 社を選定し、丙社が落札した。また元嘱託職員は、丙業者らと共謀し⑦立川市立第四小学校東・西便所改修工事について 8 社を選び出し、元嘱託職員は元契約課長に選定するよう依頼し、元契約課長は 8 社を選定し、丙社が落札し、元嘱託職員はその見返りとして現金 150 万円を受け取り、刑法第 96 条の 3 (競売入札妨害罪)、同第 60 条 (共同正犯) 及び同第 197 条の 2 (収賄罪) で起訴した。

罪状認否では、元嘱託職員はこれを認め弁護人は事実関係は争わない旨を述べた。元契約課長の弁護人が、元契約課長は元嘱託職員の行動が談合を前提としていたとうすうす感じていたが、直接会っておらず、具体的な内容を一切知らせておらず、何故、被告がそのようなことをしたか、今後明らかにしたい旨を述べた。検察官の冒頭陳述では、元嘱託職員は③丁業者や甲業者らと共謀し、若葉町 2 丁目地内給水管布設替工事において 8 社を選び出し、元嘱託職員は元契約課長に選定するよう依頼し、元契約課長は 8 社を選定し、丁社が落札した。

平成 15 年 12 月 10 日付け追起訴分では、元嘱託職員は④富士見町 5 丁目先導水管布設替工事において 8 社を選び出し、元嘱託職員は元契約課長に選定する

よう依頼し、元契約課長は 8 社を選定し、乙社が落札したものであり、元嘱託職員はその見返りとして乙業者から現金 100 万円を受け取った。また、元嘱託職員は⑤幸町 2～3 丁目地内給水管布設替工事において 8 社を選び出し、元嘱託職員は元契約課長に選定するよう依頼し、元契約課長は 8 社を選定し、丙社が落札した。

平成 15 年 12 月 22 日付け追起訴分では、元嘱託職員は、丙業者、甲業者らと共謀し⑥高松町 2 丁目～栄町 4 丁目地内給水管布設替工事について 7 社を選び出し、元嘱託職員は元契約課長に選定するよう依頼し、元契約課長は 7 社を選定し、丙社が落札した。また元嘱託職員は、丙業者らと共謀し⑦立川市立第四小学校東・西便所改修工事について 8 社を選び出し、元嘱託職員は元契約課長に選定するよう依頼し、元契約課長は 8 社を選定し、丙社が落札した。

罪状認否では、元契約課長はこれを認め弁護人は事実関係は争わない旨を述べた。検察官の冒頭陳述では組織的な談合の実態や犯行に至る経過が述べられ、検察官の立証について元契約課長は全て同意した。弁護人からは談合成立の背景として設計価格などを市職員が教えなければ成立しなかったことや 3 人の市職員の関与があるとして証人申請があったが、検察官は必要ないと述べ裁判長は 3 人について調書が出ているとしたが、弁護人は調書は短いので証人に聞きたいと述べ裁判長は次回の被告人質問をし、それで必要があればとし決定を留保した。

平成 16 年 3 月 1 日(元契約課長・元嘱託職員)第 3 回公判

平成 16 年 2 月 6 日付け追起訴分について、起訴状の朗読がなされ元嘱託職員は元総務部長と当時の工事契約係長、甲業者、丙業者らと共謀し、平成 13 年 7 月 13 日入札の⑧立川市立幸小学校南棟便所改修工事について、丙業者らから請託を受け、元総務部長に依頼、依頼を受けた元総務部長が工事契約係長に指示し 7 社を選び出し、予定価格を漏示するよう働きかけた。また、平成 13 年 7 月 27 日入札の⑨緑町地内内径 150 耗配水管新設工事でも、元嘱託職員は元総務部長、元工事契約係長、甲業者、丙業者らと共謀し、元総務部長を介して元工事契約係長に対して丙社に有利な業者を指名選定させ、予定価格を漏示し談合の結果、丙社が落札したものであり、元嘱託職員はその見返りとして丙業者から現金 150 万円を受け取った。また、平成 13 年 7 月 6 日の⑩高松町 1 丁目・泉町地内給水管布設替工事の入札においても、元総務部長、元工事契約係長、乙業者らと共謀し、元総務部長を介して元工事契約係長に対して乙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、同社が落札し、また、元嘱託職員はその見返りとして乙業者から現金 50 万円を受け取った。元嘱託職員は、平成 13 年 12 月 19 日入札の⑪若葉町 3 丁目地内給水管布設替工事について、元

総務部長、元工事契約係長、乙業者らと共謀し、元総務部長を介して元工事契約係長に対して乙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、談合の結果、同社が落札し、元嘱託職員はその見返りとして乙業者から現金 100 万円を受け取った。よって、刑法第 96 条の 3(競売入札妨害罪)、同第 60 条(共同正犯)及び同第 197 条の 4(あっせん収賄罪)で起訴した。

罪状認否では、元嘱託職員はこれを認め、弁護人からも同様の旨述べられた。検察官の冒頭陳述では組織的な談合の実態や犯行に至る経過が述べられ、検察官の立証について元嘱託職員は全て同意した。

元契約課長の弁護人から陳述が行われ、犯行は市ぐるみでかつ組織的に行われており、一人の力ではできない。元契約課長の対応は 7 件すべてが元嘱託職員の要請に基づくものであり、事前に知らされておらず本来の選定基準によらない外部の指示に従っての指名業者の選定が偽計だとすれば犯罪は成立するが、談合に関しては到底共謀関係とは言えず、幫助的な行為と言わざるを得ない。元嘱託職員はあらかじめ発注部署の職員から具体的な情報を入手し、談合をさせ、その協定に従う業者のみを選定してもらうため、その業者リストを元契約課長に渡して指図していた。元契約課長と業者の間には何の接触もなかった。具体的には市の職員 3 人が元嘱託職員に工事の情報を漏洩している。これらの職員は元嘱託職員の情報入手の目的が談合目的であることを知った上で教えている。これらの職員は韓国旅行に業者と元嘱託職員と同行したり、接待を受けたりと業者や元嘱託職員との関係は元契約課長より遙かに直接的、かつ濃厚であり、その関係は元契約課長が契約課長になる前からである。市職員の一人は 7 件の工事の内 5 件までその詳しい情報を元嘱託職員に提示している。工事価格すなわち設計価格を教え、その設計価格から消費税をひいた価格が、ほぼ入札価格になることを教えている。談合を確実に成立させるには、契約課に契約請求が行く前の段階で、契約発注部署から工事の種類と工事価格、すなわち設計価格と工事発注の時期を聞き出すことが絶対に不可欠のことであった。その意味でその責任はむしろ元契約課長より重い。元契約課長は元嘱託職員から合計 3 回、接待を受けているが、この 3 人の職員も接待を受けていた可能性は大きい。元契約課長は接待を受けているが、それのみである。金品はもちろん、物品もその行為の見返りとして收受していない。元契約課長にとって元嘱託職員は市役所の先輩であり、市役所に入る前からの知人ではあったが、それだけであり、元嘱託職員から借金をしていたとか、弱みを握られていたとか、要求に抗しがたい理由が個人的にあった訳ではない。しかし黙々と、唯々諾々と元嘱託職員の指示に従って行動している。個人関係からは到底理解しがたいことである。元契約課長は契約課長就任時に前任者である元総務部長から引継ぎを受けた。その際に議員や業者から工事について問い合わせがあるのでそれに応ず

るようとりわけ水道関係ではA議員に、土木建築工事関係ではB議員に注意するようにといわれ（4. 4.（8）参照）、その要望に対応できるようにその内容について、大学ノートに記載しておくようにとノートを渡されている。これが契約課長の引継ぎの実態であった。ところが、元総務部長が契約課長をしていたときからの元工事契約係長がおり、平成14年4月に転任するまでは元契約課長に工事の情報を問い合わせる議員や業者は殆どいなかった。工事の指名業者選定は元工事契約係長に任されており、元契約課長には介入する力もなかった。そのかわり、頻繁に秘書課長であった元総務部長が契約課に現れ、業者を書いたメモを元工事契約係長に渡して指名業者選定の指図を繰り返していた。元契約課長は元総務部長から委託事業関係の業者との面談を要請された。元総務部長同席でD社の社長と会った。選定について要請を受けた。ところが、その後、別の議員から請託を受け、他の議員からも次々と請託を受け、D社のメモと違うメモを渡されて、両立出来ない要望が多数有り、その全てに応ずることが出来ないまま、選定作業を終えている。平成14年2月に元契約課長は元嘱託職員からA議員の後を次いで、水道業者を仕切ることになったので、協力して欲しいと言われ協力を約束した。契約課長業務の引継の時に前任者から言われたことや、これまでの現実の中で元契約課長の抵抗感はずでに失われていた。元工事契約係長が転任した以後、平成14年4月中旬になって、秘書課長の元総務部長から工事件名と業者リストが書かれたメモを渡された。その通り指名するよう指図された。その際元総務部長は、それは市長からの指示であると言って元契約課長にメモを渡した。元総務部長が秘書係長を7年も歴任した経歴のある、市長の腹心と言われる人であったためそれを信じてその指示に従った。（4. 4.（7）参照）そのメモのとおり指名業者を選定した後、慣例をたてにした業者とトラブルがあったが、助役と相談し、指名業者を大幅に増やして入札を実施した。その後も元総務部長から同様のメモが渡され、元契約課長は市長の指示によるものと理解して忠実に従った。元総務部長から平成14年4月以降、土木工事についてたびたび同様の依頼を受け、指示に従っていた元契約課長は同じ職員である元嘱託職員の要請を拒む勇氣はもはや持ち合わせていなかった。平成14年9月には、元総務部長からの指示に従ったが、M社からなぜ指名業者からはずしたのかと猛烈な抗議を受けた。この工事は議会でも問題案件となったもので、この時も助役に相談し多数の業者を入れて入札を実施されたが、元契約課長は市長から呼び出され、N社からさんざん電話があり迷惑した。入札は一度決めたらそのまま実施すべきだと注意を受けた。（4. 4.（7）参照）このとき、W議員から入札やり直しの業者にN社が入っているか問合せを受けた。（4. 4.（8）参照）

元契約課長は元嘱託職員から3回接待を受けたが、元総務部長も同席してい

た。うち2回は元工事契約係長、1回は市職員一人も同席している。立川市役所の公共事業のすべての分野において、市役所ぐるみ、課長、部長、トップまでが談合に組織的に協力しているとしか言い様がない。市内部で元契約課長が市長や秘書課長の指示に抵抗することは職を辞する覚悟でなければ不可能である。元契約課長が何の見返りも要求しないで元嘱託職員の要求に従ったのかの疑問は、この立川市役所が組織的談合の巣窟と化している現状を認識せずしては解けないはずである。

次に、元契約課長の弁護士から元契約課長への質問があり、次のやり取りがあった。前任者の元総務部長から引継ぎ工事件名等を記載した大学ノートの引継ぎを受けている。元総務部長のノートには12月20日B議員、12月22日C議員の二人の議員名も記載されている（4.4.(8)参照）が元契約課長のノートにはない。元契約課長は平成13年4月から12月の間にA議員からの水道工事についての問合せに対しては趣旨がわからず一方的に電話を切られてしまい、元総務部長に相談し元総務部長が処理をした。平成13年12月から平成14年4月の間に元総務部長同席で委託事業関係の社長との面談を要請されたが、社長から指名業者選定の指図を受けた。その際、談合に加担しない指名から排除すべき業者、いわゆるモグリ業者のリストも渡された。4月から実施の委託事業の選定には、業者、F党の4~5名の議員やJ議員、K議員からということで、元総務部長から業者のメモを渡される（4.4.(8)参照）など複数の依頼を受け、バッティングして全てには応じられず、あくまで裁量で選定を行った。平成14年4月中旬、元総務部長から道路補修工事の選定に関して8業者が書かれたメモを市長からの指示だということで渡されたので従った。その後、L社から猛抗議を受けた。前年落札業者は指名に入れるという慣例があったにも係わらず指名から外したからだ。助役に相談した。「誰に頼まれた」と聞かれ「市長です」と答えた。助役はそれを聞いて驚くことはなかった。助役の指示で指名業者数を増やし、指名にL社を入れてことなきを得た。（4.4.(7)参照）平成14年6月上旬、いきなり元嘱託職員から水道工事について指定した業者の選定依頼を受けた。事前に問合せがあった訳でなく、いきなり選定の依頼を受けた。どこが落札するかわからなかったが、元嘱託職員の依頼の目的が談合であることは知っていた。起訴7件のうち、1件で談合情報が寄せられた。誓約書を書かせて対処した。元嘱託職員からの依頼は6月から4回に及んだ。平成14年9月には、北26号線道路工事について、元総務部長から件名と業者名が書かれたメモを渡された。それに従い選定をしたが、M社から猛抗議を受けた。地元で、以前にM社がかかわった工事なのに指名を外されたからで、以前、議会でも問題になり、多数の業者を指名して入札を行うことになっていたが、前任者の元総務部長からは一切説明がなかった。抗議を受け、助役に相談し、入札

を中止して、M社を含む多数の業者を入れて入札を実施した。その際、市長から「N社からさんざん電話があり迷惑した。入札は1回決めたらそのまま実施すべきだ」と注意を受けた。元総務部長からは指名について十数回指示があった。ある職員の供述調書によれば、メモによる指示は二十数回に及ぶがその中には起訴された案件も含まれている。元嘱託職員からの依頼に拒めない弱み等の事情もない。借金もない、見返りもない。接待は3回受けた。元総務部長からの見返りはない。行っている行為が違法なのは分っていた。元総務部長に言われた「市長からの指示」という言葉が頭に引っかかり依頼を拒むことができなかった。起訴された7件について元嘱託職員からの依頼時点において談合があったことは知らなかった。調書を読んで談合の実態を知ったとの元契約課長の弁護人からの朗読があった。

次に元嘱託職員の弁護人から元契約課長への被告人質問があり、元契約課長と元嘱託職員の小学校時代の知り合いとなったきっかけや役所内での付き合いや平成14年2月に元嘱託職員より水道業者を仕切ることになったので協力してくれと依頼された。元嘱託職員の依頼を断れなかったのは、当時の秘書課長の元総務部長から頼まれていたから。違法だとはわかっていたし、いつかはやめねばならないとも思っていたと答えた。

検察官から元契約課長への被告人質問があり、契約事務が発注部署になく、契約課で一括で行われているのは恣意性を排除し公平性を期すためであるにも係わらず契約事務についての良からぬ噂は耳にしていた。契約課長に就任する際に公正にやっっていこうと思っていたが結果的には公正でない、違法なことをやってしまった。「市長からの指示」との元総務部長の言葉でやってしまった。市長の意向に逆らえば、左遷等の形で地位を失うのではないかと危惧した。左遷された前例はないがそう思い込んでしまった。市長からの命令には背けなかった。市長に従っていればポスト等の見返りがあると思ってやった訳では決してない。このような依頼、圧力があったことは、当時の総務部長には報告していない。指示を受けていない。やはり違法行為をしていることへのうしろめたい気持ちがあったと答えた。

元契約課長の弁護人から元契約課長への再質問があり、L社、M社の件は総務部長にも相談したが、総務部長では処理しきれず助役に相談した。総務部長も選定業者を決裁するが契約課で選定した業者が総務部長で覆ることはない。選定委員会でも契約課で選定した業者が覆ったことはない。職員Oが情報を漏洩した案件も選定委員会にかけた案件だが談合されていた。業者選定委員会は形骸化していたと言えると答えた。

元嘱託職員弁護人から元嘱託職員への質問があり、A議員との関係やA議員の紹介で甲業者と親しくなったきっかけや自分の談合の役割、以前は叔父（A

議員) から言われて元総務部長に電話して聞く役、連絡役だった。業者と市の間に入ったのは平成13年5月か6月。動機は胃がんの手術して5年間再発の恐れもあり不安だった。時間がないと思った。再発するまで面白おかしく過ごしたかった。いたずら半分だった。5年以内に再発するかも知れない、命がない。5年しか生きられないならという思いがあった。連絡役をA議員からおまえがやれという引継ぎは一切なかった。情報の仕入れ先は、3人の市職員である。職員Oとは、昭和59年から親しい。韓国へは2回ほど一緒に行った。職員Pとは昭和50年から55年に同じ職場で運動会で親しくなった。職員Qとは平成6年に同じ職場で平成7年の震災時、西宮市の支援活動に一緒にいった仲だった。情報の入手方法は、電話でなく本庁に行って話しを聞いた。3人とも断れたと思うが、最初はしぶしぶ教えたが、そのうちすんなり教えるようになった。元総務部長とは叔父(A議員)を通じて知り合った。私が立川昭島衛生組合の所長時代に決裁関係で秘書課長という立場であったので付き合いがあった。元総務部長が秘書課長であれば大丈夫で、平成13年元契約課長が契約課長になったので様子を見た。元契約課長に頼まず、離れた元総務部長で話が通じると思った。元の部下に影響力をもっていると思う。私のバックにA議員が控えていることについては、相手はそういう気持ちがあったことは事実である。平成14年から元契約課長に相手を代えた理由は直接本人に話したこと、元契約課長に頼むのがいいのかなあと考えた。業者と役所の関係者、宴会の取り仕切り役は自分である。宴会費用は大部分持った。業者らと韓国へ行ったのは2回ほど、個人負担で行った。その他はない。国内は、競輪旅行はない。業者とはある。

元契約課長の弁護人から元嘱託職員への質問では、工事の情報で関心があった情報は主管課から契約課へ持ち込まれる時期である。契約課にいったあとだと指名が決まってしまうので、その前に対処したいということ。その他得たい情報は、予定価格である。主管課でわかる。予定価格と設計価格はほとんど一緒でどこが違うか知っていた。予定価格は消費税込みの価格。設計価格を聞けば予定価格がわかった。主管課から契約課へいついくか、工事価格、工事件名の3点があれば談合できた。元契約課長にメモを渡す前にすでに業者は決まっていた。業者で決めていた。3人からそれぞれ情報を入手。主管課の協力が大切だった。接待はした。3人は見返りにお金を要求したことはない。元総務部長もない。何故要求がなく、こうしたかは分らない。大変な犯罪行為であることの自覚、警戒心は最初はしていたが、2回3回とするうちに馴れた。元契約課長からの情報は食堂の隅で聞いた。工事情報は現場で聞いたこともある。元契約課長は10月まで3回接待を受けた。元工事契約係長の昇進祝いもあった。宴会では、元総務部長は出ていた。前の発言を撤回し、職員Qとは競輪に行ったことがあると答えた。

元契約課長の弁護人からあった、市職員 3 人に対する証人申請は、本日の尋問で内容がわかったので行わないことになった。

平成 16 年 3 月 31 日(元契約課長・元嘱託職員)第 4 回公判

元契約課長・元嘱託職員弁護人から、それぞれ情状証人質問、被告人本人質問の申請がなされ承認された。

元契約課長弁護人から元契約課長側情状証人への証人質問では、被告人と証人との関係、逮捕時の状況や感想が述べられた。当初は元契約課長個人の不正かと思っていたが、金銭の受け取りといった不正はしていないと思う。経済的に困ってもいなかったし、本人の性格上あり得ない。今回の犯行は契約課だけでは遂行できない。発注部署の情報漏洩も含めた組織的な犯行と理解した。市役所自体が汚職体質にあった。上司の不正な指示を一人で阻止するのは難しかったと思うし、犯罪を犯さないためには、自ら辞職するしかなかったと思う。元契約課長は社会的、経済的制裁を十分受けた。立川市民として納税者として今回の事件は納得がいかない。税金の使い方に問題があり、憤りを感じる。元契約課長一人葬り去るのではなく、組織的にメスを入れて体質を改善してもらいたいと述べた。

元嘱託職員側情状証人への元嘱託職員弁護人の質問では、被告人と証人との関係や元嘱託職員の病気のこと、頼まれると嫌と言えない性格なのでズルズルと頼まれるまま不正に走ってしまったと思う。罪の深さを十分反省してもらいたい、遊び過ぎのところもあり気をつけていきたいと述べた。

裁判長から元嘱託職員証人への質問では、仕事で立川市とは関係がないとは言えないが、職場でやりづらい点もあるが、私がしっかりしないと余計に信用を失うので一生懸命やっていると述べた。検察官から質問はなかった。

元契約課長への被告人質問では、元契約課長弁護人、検察官、裁判官の順で行われたが、水道工事以外の土木工事について、平成 14 年 4 月以降、元総務部長のメモを受け取ったのは事実である。違法行為と知りながら請託された特定の業者選定を行ったのは元総務部長より「市長から」というメモを渡されたため、断れなかった。市長からの要請に逆らったら配置換えとなる。剣道部の仲間である職員本人から直接聞いた。供述調書を引用してのやりとりがあり、ある会社社長が市議会議員を通じて、全部の発注工事を教えるよう言われ、それを断ったら社長から攻撃を受け、1 年で異動した。契約課長で在職中に退職した人が 1 人いてうわさになった。市長の要請を断ったからであると聞いた。市職員もそのケースを懸念し、断れず、抵抗の意志を奪った。A 議員の他、複数の議員の名前が上がっているが、主たる議員、全ての議員と言って良いほど請託を続けていた。談合の最後の砦は契約課であり、談合を止めて犯罪者を出さな

い方法は退職するしか方法がない。以前退職した職員のように。市役所の中で一人で談合を止めるのは不可能であった。今回の事件の調査委員会の前副委員長が元総務部長であったことはあり得ないことである。元嘱託職員から請託を受けたのは平成14年6月からで、元嘱託職員からの請託を断れなかったのは、誘われた酒席で協力を依頼され、「わかりました」と答えたことと元総務部長との事務引継ぎで「協力しなさい」と言われていたため。今思うと反省し、甘かったと認識している。今回の事件で失ったものは、職だけでなく経済的基盤や社会的名誉もである。退職金は返還する。市の内部証言をするのは、契約課の職員だけではトカゲの尻尾切りになってしまうという気持ちであり、市全体の談合体質を変えたい。私だけではないという責任転嫁ではない。自分自身も脇が甘かった。接待は3度受けた。出世したかったからではない。正しいことを正しいといえなかった。反省している。違法行為をしてはいけないという意識が希薄だった。退職したので2度とこのようなことはしないと述べた。

検察官からの元契約課長への被告人質問では、発覚したら犯罪になるのは分かっていた。元総務部長という市長の側近の指示でもあった。接待を受けて断り切れなかった。抵抗することができなかった。今思えば抵抗しておけばよかった。市長の指示通りにすればポストが待っているという気持ちはなかった。発覚することは覚悟していたかの質問では、抵抗しておけば良かったと反省している。立川市民に対して奉仕しなければならないのに申し訳ないと述べた。

また、違法行為に加担してしまい、一番大事な選択を誤った。罪の意識が希薄であった。本来の市民の立場を考えず一番大事なことを考えなかった。市民に申し訳ない。たたき合いの入札であったら税金の無駄使いをしなくてもよかったなどと述べている。

元契約課長弁護士から元契約課長への被告人質問では、逮捕前の弁護士への相談の状況や警察とのやり取りが述べられ、部下には警察と相談していると言ったこと等が述べられた。

裁判官から元契約課長への被告人質問では、今後の生計についてや平成14年9月の若葉町の工事談合情報についてはまずいとは思ったが発覚するとは考えていなかったこと、ほかにも談合情報があって発覚するとは思わなかったことなどを述べている。また、教育委員会から突然契約課長の辞令を受け寝耳に水だったことや実家の店が市と単価契約してたので最初は戸惑ったことを述べている。

元嘱託職員への被告人質問では、元嘱託職員弁護士、検察官、裁判官の順で行われたが、業者と市の繋ぎ役として旅行に行ったりしたのは当時は好きな者同士だった。競輪も趣味が高じて行った。最初に賄賂をもらったのは平成13年6月から7月の頃で業者が持ってきた。その後、繰り返すようになった。強要し

たのは 1 件ある。談合やぶりをして落札した業者に強要した。それ以外に金額については要求したことはない。賄賂の金額は落札価格の 5%になっているが、平成 14 年に甲業者を中心に業者側で決めた。もらっていない工事もある。業者とは友達であり仲間であった。平成 15 年 1 月を最後に 10 ヶ月間賄賂をもらわなかった。会う回数もなくなり、仲間同士でいがみ合いがあったからだ。自分から談合を持ちかけたことはまったくない。職員から工事の情報を手に入れること、元総務部長、元契約課長を利用することについて議員の影響力を積極的に利用したことは最初の 1 回はあるがそれ以外はない。2 年間にわり悪いことをやってきたが小遣い稼ぎのつもりだった。後ろめたいと思った。今は反省している。発覚は多少意識したがずるずると行ってしまった。賄賂は競輪で全て使い果たした。競輪で遊ぶ金欲しさというより早く使ってしまうという気持ちだった。賄賂をもらった相手に返そうとしたが会えないので法律扶助協会に 700 万円の寄付をした。ほぼ賄賂でもらった額である。退職金は返還するつもりである。借財しても返す。元契約課長には申し訳ないと思っている。今後、業者とは付き合わないし、このようなことはしないと誓うなどと述べた。

検察官から元嘱託職員への被告人質問では、今思うと恐ろしいが、当時は面白おかしく考えていた。立川市民のこと、無駄使いのことも意識が薄かった。賄賂は市民の税金であるが受け取った当時はほとんど分かっていなかった。市民に損害を与え申し訳ない。退職金は全部使ってしまった。700 万も姉が用立てた。今回の事件で水道関係の業者が多いのは、小さくて業者が多いから共倒れを防ぐためではないかなどと述べた。

検察官の論告求刑が行われ、事実関係は関係各証拠により、その証明は十分である。元嘱託職員は元契約課長と元総務部長に働きかけ業者選定をさせ、入札の公正さを妨害した上、業者から賄賂を受け取り、適正かつ公正に実施すべき入札を害した。元嘱託職員は 11 件の入札について選定を働きかけ、元契約課長は 7 件の入札について働きかけに応じている。指名競争入札において業者選定は極めて重大なものであるにも関わらず、談合が行われ、公正な価格構成が阻害され、特定業者の利益が優先されたことは、市民の税金を使うということをわきまえない、市民の利益を損なうものである。元嘱託職員の賄賂は 685 万円にのぼる。賄賂は言語道断である。

元契約課長は働きかけに応じたものであるが、契約課長は公正な公共工事の最後の砦であるにも関わらず、その職責を果たさなかった。公務員の不正行為は社会的影響大であり、厳しく罰せられるべきであるとの論告があった。

元嘱託職員には懲役 3 年及び追徴金 685 万円、元契約課長には懲役 1 年 6 月が求刑された。

元契約課長の弁護人弁論が行われ、公訴事実は争わないが、元契約課長は特

定業者と共謀したのでなく、元嘱託職員の請託に応じたもので、事前の漏洩がなければ成り立たない、市役所ぐるみの組織的犯行であって、元契約課長は談合の幫助の役割を果たしたにすぎない。元契約課長は3度の接待を元嘱託職員から受けているが金を借りているでなく、弱みがある訳でもない。砦というが個人では抗しきれない。市役所の組織的・構造的なものである。元総務部長からノートを渡されたり、職員が談合に協力してきたのは元契約課長が契約課長になる前からあり、違法性の意識が極めて薄い。元契約課長に違法性の意識が乏しかったことは認めるが、市の組織ぐるみの犯行であり、元契約課長1人を罪にしたところではトカゲの尻尾切りであり第2、第3の元契約課長がでる市の腐敗構造である。以上の点を考慮して寛大な判決を望むとの弁論があった。

元嘱託職員弁護人弁論が行われ、公訴事実は争わないが、情状について弁論するとし、賄賂を要求したことはほとんどなく、出されたものを受け取った。工事情報を漏洩した職員がいる。犯行の背景として、病気の再発を恐れ自暴自棄的になっていたことや伯父とは関係のない個人的な犯行であり、心から反省をし、法律扶助協会に700万寄付をした。行政の信頼を損ねたが、5ヶ月勾留され、2度としないと誓っている。以上の点から寛大な判決を望むとの弁論があった。

次に元契約課長の最終陳述があり、市民に心よりお詫びし、ことの重大性を深く反省し、生涯を通じて償いたいとの陳述があった。元嘱託職員の最終陳述では、市民、市に心よりお詫びする。深く反省しており、罪を償い、社会に貢献したいとの陳述があり、結審となった。

平成16年5月10日(元契約課長・元嘱託職員)第5回公判・判決の宣告

判決の宣告

(主文)

元契約課長を懲役1年に、元嘱託職員を懲役3年に、ただし、元契約課長は、裁判確定の日から2年間、元嘱託職員は、5年間刑の執行を猶予する。

また、元嘱託職員からは685万円を追徴する。

(理由)

公訴事実については、起訴状に記載のとおりである。

簡単に述べると、元契約課長は、契約課長であった当時、元嘱託職員らと共謀し、平成14年の入札7件に対し、特定の水道業者に落札させる協定を結んでいた業者のみを選定し、予定価格に近接した価格で落札させた。よって偽計を用いて公の入札を妨害した。

元嘱託職員は、上記の入札のほか、平成13年の事件4件に加わり、元契約課長らと共謀し、業者からあっせんの見返りとして合計685万円を収受した。

このことは、両名とも認めていることであり、証拠によっても明らかである。

以上、証拠を取り調べたうえ、法令を適用したところ、主文のとおりとした。

量刑の理由は、競売入札妨害は、平成 13 年から 14 年にかけて立川市が執行する水道工事について、(同市が発注するものは、全て総務部契約課からなされたものであるが) 契約課長、係長が、長期的に談合が行われた中で、業者に情報をもたらした結果、特定の一部の入札について、予定価格の 90%から 99%の高い確率で落札され、競争の実を失わせ、公共工事の入札の公正を害した。

元嘱託職員は、2 年間にわたり 11 件についてあっせん収賄を繰り返して起訴されたものである。誠に悪質である。公共の工事、公務員に対する社会的信用を失墜した。

元契約課長について

平成 14 年の 7 件の入札事件に加担。契約課長として談合を排除する使命が不可欠であった。

立川市では、平成 14 年から、現場説明会を廃止するなどし、談合防止に積極的に努めていた時期に、職務の重要性を顧みず、安易に元嘱託職員の依頼に応じた責任は軽視できない。契約課長に委ねる責任が大きかった。しかるに、思考能力が低下し、責任感を欠いた。このことは刑事責任を免れない。

しかしながら、被告は一貫して罪を認め、自ら辞職しようとしたが、結果は、懲戒免職となった。

被告は、反省して、知る限りを詳細に裁判の場で話した。このことは、解明と行政の浄化に資することに少なくない。

元契約課長は、談合に従属的な立場であった。また、談合は、長年組織的に行われており、元契約課長が契約課長になる前から、長期間にわたって談合の悪弊が続いており、根深い。元契約課長のみを責めることはできない。

また、起訴された 7 件(の工事)が無事完了したこと。長年勤めた市役所を辞めたこと。被告には前科の無いこと。長期間拘束されたこと。親族による情状証人の発言もあつたりしたことなど被告に有利な点も考慮すべきである。

元嘱託職員について

平成 13 年から 14 年に完工された事件の 11 件全てに加担した。

早い時期に市職員から情報を聞き出し、契約課長に情報の漏洩を依頼し、これを聞くと業者に伝えるなど、事件の主犯格であった。両者に多大な影響を及ぼし、これがなくては犯行が行えなかった。

ギャンブルの金欲しさに談合を積極的に助長するなど誠に身勝手に目に余る。立場、動機、得た利益は重大である。とりわけ厳しい刑はやむを得ない。

一方、捜査当初から罪を認め、反省し、実の姉から借金し賄賂の額 685 万を超える 700 万を贖罪寄附した。定年退職後嘱託となったが、懲戒免職となった。

退職金について、立川市に返還する意思もある。

また、11件の工事がいづれも無事に完了したこと。長期間に渡り拘束されたこと。前科もないこと。親族から上申書が提出されたこと。本人の健康状態等も踏まえた結果、実刑も考えたが、情状を酌量し、執行を猶予した。そして、兩名とも主文のとおりとし、この刑を猶予した。

(2) 被告 元総務部長

平成16年4月16日(元総務部長)第1回公判

検察官の起訴状の朗読では、元総務部長は当時、秘書課長であり元工事契約係長、元嘱託職員、甲業者、丙業者らと共謀し、①平成13年7月13日入札の立川市立幸小学校南棟便所改修工事について、丙社に落札させるため、元嘱託職員を介し、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は元工事契約係長に指示し、丙社に有利な業者を指名選定させるとともに、予定価格を漏示させ、談合し、丙社が落札した。もって偽計を用いて公の入札の公正を妨害した。

元総務部長は、元工事契約係長、元嘱託職員、甲業者、丙業者と共謀の上、②平成13年7月27日入札の緑町地内内径150mm配水管新設工事について、丙社に落札させるため、元嘱託職員を介し、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は元工事契約係長に指示し、丙社に有利な業者を指名選定させるとともに、予定価格を漏示させ、談合し、丙社が落札した。もって偽計を用いて公の入札の公正を妨害した。

元総務部長は、元工事契約係長、元嘱託職員、甲業者、乙業者と共謀の上、③平成13年7月6日入札の高松町1丁目・泉町地内給水管布設替工事について、乙社に落札させるため、元嘱託職員を介し、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は元工事契約係長に指示し、乙社に有利な業者を指名選定させるとともに、予定価格を漏示させ、談合し、乙社が落札した。もって偽計を用いて公の入札の公正を妨害した。

元総務部長は、元工事契約係長、元嘱託職員、甲業者、乙業者と共謀の上、④平成13年12月19日入札の若葉町3丁目地内給水管布設替工事において、乙社に落札させるため、元嘱託職員を介し、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は元工事契約係長に指示し、乙社に有利な業者を指名選定させるとともに、予定価格を漏示させ、談合し、乙社が落札した。もって偽計を用いて公の入札の公正を妨害した。

罪状認否では、元総務部長は「間違いありません」と起訴内容を認めた。弁護人も公訴事実を争わない旨述べた。

検察官の冒頭陳述では、被告の身上、経歴、市の工事発注手続きの説明がな

され、業者の談合状況、起訴事実については、平成13年6月下旬に高松町1丁目・泉町地内給水管布設替工事が、7月初め立川市立幸小学校南棟便所改修工事が行われることを聞き出した元嘱託職員は、業者と談合し落札を協定した業者を選定してもらうため元総務部長に依頼し、元総務部長は元工事契約係長に指示し、依頼どおりの業者選定をさせ、予定価格を漏示させ、これを元嘱託職員に伝えた。結果、談合が行われ、丙社、乙社が落札した。

平成13年7月下旬、緑町地内内径150mm配水管新設工事と若葉町3丁目地内給水管布設替工事が行われることを聞き出した元嘱託職員は、業者と談合し落札を協定した業者を選定してもらうため元総務部長に依頼し、元総務部長は元工事契約係長に指示し、依頼どおりの業者選定をさせ、予定価格を漏示させ、これを元嘱託職員に伝えた。結果、談合が行われ、丙社、乙社が落札したと述べた。

被告弁護人の意見はいずれも同意したので証拠として採用された。

弁護人の意見陳述があり、情状証人は求めないこと。本人の証言だけ。事件は極めて単純であり、4件は同じ構造である。元嘱託職員が水道浄水課から工事概要を聞き出し、甲業者に流す。甲業者・元嘱託職員らが相談して落札者を決め、これが決まると元嘱託職員が元総務部長に依頼、元総務部長が元工事契約係長に指示、元工事契約係長は選定委員会にかける。一定期間を経た後、元総務部長が元工事契約係長に問い合わせ、元嘱託職員に教える。元総務部長は談合の途中に介在しており、主たる犯罪行為に加わっておらず、業者と金銭授受もない。被告は元嘱託職員と接触しただけの、いわばメッセージの役割を果たした。動機は世話になったA議員の親戚である元嘱託職員からの依頼で断れなかったため、A議員とは同じ山梨県出身であったこともある。公私混同し、元嘱託職員が先輩ということで断りそこなった。現在は反省が顕著であると述べた。

被告人質問が行われ、弁護人から元総務部長への質問では、元嘱託職員からの依頼は特定業者の指名を契約課に働きかけることであった。工事内容は全く知らなかった。談合組織があることも知らなかった。元嘱託職員はどこから工事の内容を聞いていたのかとの質問では、水道の業務課か浄水課と推測する。元嘱託職員の依頼は市役所内の食堂で、比較的人の少ない午前10時頃に会うのが多かった。元嘱託職員の不正な依頼を聞くことに躊躇はあった。契約事務を担当していた元契約課長として心苦しかった。元嘱託職員の依頼はA議員の意向と考え引き受けた。元工事契約係長との関係は同期で契約課長時代一緒に仕事をした気心の知れた中、阿吽の呼吸で仕事できた。元工事契約係長には、メモを渡してよろしくと言ったのみだ。私の契約課長時代にも同じような依頼はあった。契約課長を退き、秘書課長の職であったものが契約課に出入りする

ことはあまり好ましくないとは思っていた。後任の元契約課長には、職務上必要な一般的事項と流れとポイントを引き継いだ。いろいろな議員からいろいろお願いがくると述べた。元嘱託職員に情報を漏示したが金銭は一切もらっていない。業者と元嘱託職員を交えて飲食はどの質問では、八王子の料亭で4,5回。秘書課長の栄転祝いもしてもらったが、会費は元嘱託職員が払った。談合に対する甘い風土があることは契約課長を務めていて感じてはいたが、今回の事件は私の責任において行った、悔いが残る。ただ反省の日々等と述べた。

検察官からの被告人質問では、談合が悪いのは市民の血税が適正に使われなくなるからである、たたき合いはどうかと思うと述べたが、談合排除の入札の意義は適正な業者を選ぶことであり、本来どのような基準で選ぶか分るかとの質問があり、手持ち工事、施工能力、施工実績等を基準として選ぶと述べている。談合があることは、はっきりわからなかった。なんとなく談合があるということは推測できても談合の現場を見た訳でなく断定はできなかった。業者が契約課にあいさつに来ることはあった。談合に加わっていない業者から市には入れないという風潮が広がればどうなると思うかとの質問では、遺憾だが、全体からすれば微々たる数。排除するメモも受け取っているが、その理由は何だったと思うかの質問では、特に理由がわからなかったが、都合が悪いのだろうと思ったと述べた。元嘱託職員から依頼されたのは起訴された4件だけでなく、契約課長時代もあった。微々たる数と言ったのは全ての指名に関して不正があったように言うのでそう答えた。上司が部下に悪いことを教えた訳だがどう思っているかに対しては、元工事契約係長のみならず、市民に対しては申し訳ないことをなどと述べた。

検察官の論告・求刑が行われ、公訴事実が公判で明らかにした事実と証拠により証明十分である。起訴された行為だけでも4件。業者指名と予定価格の漏洩を働きかけ、98.9%から99.7%という極めて高比率で業者が落札した。このため、他業者の受注の機会是不当に奪われ、工事コスト低減と品質向上に資する健全な入札が阻害され、公正な指名競争が阻害された。公正な基準に基づいての業者選定で選ばれるか否かは死活問題である。市には公務廉潔性や公務に対する信頼を確保する必要がある。この点、契約課長は入札を正しく行う最後の防波堤。その職務を放棄し、かつての部下に顔を利かせ元嘱託職員からの不正な依頼を部下に働きかけるなど言語道断である。立川市では平成8年7月頃から談合に対する対策や町田市で談合組織が摘発されるなど、俗にいうたたき合い入札の気風が生まれつつあった。このような状況下で被告は契約課長の職を退いた後もなお、元嘱託職員を通じた談合組織の依頼を部下でもない者に働きかけ、かつての部下に悪を教え込むという言語道断の行為である。元嘱託職員の依頼だから断りにくかったという迎合的な態度や業者と直接でなく、金銭

も貰っていないとか安易な発想で当該行為に及んでいる点でも強い非難を免れない。被告人は公正な入札を妨害し、血税の有効利用を阻害するとともに工事の品質向上にも水をさし、事件が大きく報道され社会的影響は大きく、市の信頼も著しく損なわれた。

よって、被告人に対し、懲役1年6月を求刑するものであるとした。

弁護人の弁論があり、被告人は元嘱託職員らの謀議に加わっておらず、単なる連絡役に過ぎない。業者らとの宴席も栄転の祝賀会であり社交儀礼の範囲内に止まりやましいものではない。被告人は3ヶ月の勾留で深く反省しており、懲戒免職となり社会的制裁も受けた。自己の行為を談合に甘いと行った市内部の風土の責任にもしていない。以上の点から刑の執行を猶予願いたいとの弁論があった。

被告人の最終陳述では、市民、市長、助役をはじめ職員の皆様に申し訳なく思う。自分のしたことは悔やんでも悔やみきれない。第2の職を探してがんばりたい等の陳述があり、結審し、今回は平成16年5月18日判決となった。

平成16年5月18日(元総務部長)第2回公判・判決の宣告

判決の宣告

(主文)

元総務部長を懲役1年6月に処する。未決勾留日数40日を算入する。

ただし、裁判確定の日から3年間刑の執行を猶予する。

(理由)

公訴事実については、起訴状に記載のとおりで、次のような理由である。元総務部長は、秘書課長であった当時、指名業者選定の事務に従事する元工事契約係長、元嘱託職員(元立川市砂川支所長)、甲業者、丙業者と共謀のうえ、平成13年7月13日入札の立川市立幸小学校南棟便所改修工事(機械設備)の指名競争入札において、あらかじめ丙社に有利に落札させるため、元嘱託職員を介し、同年6月下旬、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は元工事契約係長に指示し、丙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、当該業者が談合し、丙社が予定価格1,316万のところ、1,310万円で落札し、もって偽計を用いて公の入札の公正を害したものである。被告は、元工事契約係長、元嘱託職員、甲業者、丙業者と共謀のうえ、平成13年7月27日入札の緑町地内内径150耗配水管新設工事の指名競争入札において、丙社に有利に落札させるため、元嘱託職員を介し、同年7月上旬、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は元工事契約係長に指示し、丙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、当該業者が談合し、丙社が予定価格1,734万9千円のところ、1,730万円で落札し

た、もって偽計を用いて公の入札の公正を害したものである。

被告は、元工事契約係長、元囑託職員、甲業者、乙業者と共謀のうえ、平成13年7月6日入札の高松町1丁目・泉町地内給水管布設替工事の指名競争入札において、乙社に有利に落札させるため、元囑託職員を介し、同年6月、元囑託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は元工事契約係長に指示し、乙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、当該業者が談合し、乙社が予定価格1,716万8千円のところ、1,710万円で落札し、もって偽計を用いて公の入札の公正を害したものである。

被告は、元工事契約係長、元囑託職員、甲業者、乙業者と共謀のうえ、平成13年12月19日入札の若葉町3丁目地内給水管布設替工事の指名競争入札において、乙社に有利に落札させるため、元囑託職員に働きかけ、同年11月下旬、元囑託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は元工事契約係長に指示し、乙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、当該業者が談合し、乙社が予定価格3,264万8千円のところ、3,230万円で落札し、もって偽計を用いて公の入札の公正を害したものである。

よって、元総務部長を刑法第96条の3第1項（競売入札妨害罪）、同法第60条（共同正犯）を適用し、法令に従い主文のとおりとした。

量刑の理由は、被告は、4件にわたり犯行に加わったことである。共犯者元囑託職員の依頼に応じ、指名業者の担当であった当時の元工事契約係長に依頼し、特定の業者の有利なようにとり図った事案である。

犯行に加わらない業者の入札参加の機会を奪い、入札の公正を著しく害した。談合は、長期間組織的に行われていた。契約課長の職は談合を排除すべき役割を担っている。しかし、部下に指示して談合に加担した被告の役割は重大で、張本人とも言える。被告は、入札情報を漏示し、入札の公正さを害し、市政の信頼を低下をさせた責任は重大である。

しかし、被告は、犯行を認め、社会的制裁も受けた。当然のことであるが、懲戒免職にもなった。また、家族の上申書も提出された。これらを踏まえると、被告に有利な状況があることが否定しがたい事実である。よって刑の執行を猶予した。

（3）被告 甲業者

平成15年12月17日(甲業者)第1回公判

起訴状朗読では、甲業者は7社と談合して、4つの立川市発注の水道管工事(①富士見町5丁目先導水管布設替工事②若葉町2丁目地内給水管布設替工事③幸町2～3丁目地内給水管布設替工事④泉町地内内径200 耗配水管新設工事)において、公の入札の公正を害した。入札参加業者を8業者に選定するよう元囑託

職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼し、元契約課長が部下に命じ、被告の意向に沿った当該 8 業者を入札指名業者に選定し、甲業者等が談合により決定した業者が落札することになった。甲業者を刑法第 96 条の 3 第 1 項(競売入札妨害罪)、同法第 60 条(共同正犯)により起訴する。

罪状認否では、甲業者は「起訴状の内容に間違いありません」と述べた。

検察官の冒頭陳述では、立川市発注の水道管工事の入札は平成 12 年頃までは「立川水交会」会員が談合により順次落札される慣行となっていた。その後、名称を変更し、談合を続けてきた。甲業者は以前より入札情報の口利きをしていたある市議会議員と懇意であったが、この議員を通じて平成 8 年頃、元嘱託職員と知り合い、平成 12 年頃から元嘱託職員から入札情報を漏らしてもらうなどしていた。混合入札の際は、市内の建設業団体にも甲業者等が、談合の申し入れをして、水道業者と土木業者が交互に落札できるようにしていた。

平成 14 年 11 月中旬、泉町地内内径 200 耗配水管新設工事入札参加業者の選定について元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼して意向に沿った選定をした。これにより甲社が落札した。平成 14 年 8 月中旬、若葉町 2 丁目地内給水管布設替工事の入札参加業者の選定について元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼して意向に沿った選定をした。しかし、談合の計画と異なり、丁社が落札した。

平成 16 年 2 月 2 日(甲業者)第 2 回公判

平成 15 年 12 月 19 日付け追起訴分の朗読では、甲業者は元契約課長・元嘱託職員・丙業者と共謀の上、平成 14 年 7 月 3 日入札の高松町 2 丁目～栄町 4 丁目地内給水管布設替工事の指名競争入札において丙社に有利に落札させるため、元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼し、7 社を指名選定させ、談合し丙社が落札した。よって甲業者を刑法第 96 条の 3 第 1 項(競売入札妨害罪)、同法第 60 条(共同正犯)により追起訴するとした。罪状認否では甲業者は「起訴状の内容に間違いありません」と述べた。

検察官の冒頭陳述は、平成 15 年 12 月 10 日付け追起訴分について、甲業者・乙業者・丙業者らが平成 14 年 8 月 21 日入札の富士見町 5 丁目先導水管布設替工事の指名競争入札において乙社に落札させることを約し、8 業者を選定するように元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼して意向にそった選定をさせ、乙社が落札した。

平成 14 年 11 月中旬、元嘱託職員、甲業者、乙業者、丙業者らは平成 14 年 12 月 21 日入札の幸町 2～3 丁目地内給水管布設替工事で丙社に落札させることを約し、8 業者を選定するよう元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼して、意向に沿った業者選定させ、丙社が落札した。

平成15年12月19日付け追起訴分については、甲業者、乙業者、丙業者らが平成14年7月3日入札の高松町2丁目～栄町4丁目地内給水管布設替工事において、丙社に落札させることを約し、7業者を選定するよう元囑託職員に働きかけ、元囑託職員が元契約課長に依頼して、意向に沿った業者選定をした。甲業者は談合に協力しない2業者を指名しないよう依頼していたが、選定業者の中に協力しない業者が含まれていたため、削除するよう元囑託職員を介して元契約課長に依頼し、同業者を削除し、丙社が落札したとの陳述があった。

平成16年2月25日(甲業者)第3回公判

検察官から、平成14年2月6日付け追起訴分の起訴状朗読があり、甲業者は元総務部長、元工事契約係長、元囑託職員、丙業者と共謀の上、平成13年7月13日入札の立川市立幸小学校南棟便所改修工事において、丙社に有利に落札させるため、元囑託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、丙社に有利な業者を選定するとともに、予定価格を漏示させ、談合し丙社が落札した。

甲業者は、元総務部長、元工事契約係長、元囑託職員、丙業者と共謀の上、平成13年7月27日入札の泉町地内内径150mm配水管新設工事で丙社に有利に落札させるため、元囑託職員に働きかけ、元囑託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、丙社に有利な業者を指名選定させるとともに、予定価格を漏示させ、業者が談合し丙社が落札した。

甲業者は、元総務部長、元工事契約係長、元囑託職員、乙業者と共謀の上、平成13年7月6日入札の高松町1丁目・泉町地内給水管布設替工事で乙社に有利に落札させるため、元囑託職員に働きかけ、元囑託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し乙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、業者が談合し乙社が落札した。

甲業者は、元総務部長、元工事契約係長、元囑託職員、乙業者と共謀の上、平成13年12月19日入札の若葉町3丁目地内給水管布設替工事で乙社に有利に落札させるため、元囑託職員に働きかけ、元囑託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し乙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、業者が談合し乙社が落札した。よって、甲業者を刑法第96条の3第1項（競売入札妨害罪）、同法第60条（共同正犯）により追起訴する。

罪状認否では、甲業者は「相違ございません」と述べた。

検察官の冒頭陳述では、甲業者は元囑託職員から立川市立幸小学校南棟便所改修工事及び高松町1丁目・泉町地内給水管布設替工事の発注情報を聞き出し、乙業者・丙業者と会し、立川市立幸小学校南棟便所改修工事は丙社に、高松町1

丁目・泉町地内給水管布設替工事は乙社に落札させることを約し、業者の選定や予定価格を漏示するよう元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は元工事契約係長に指示し意向に沿った業者を選定し、予定価格を漏示した。丙業者・乙業者は応札価格を調整し業者に個別に連絡をし、丙社、乙社は落札した。

甲業者は、乙業者・丙業者と会し、平成13年7月27日入札の緑町地内内径150 耗配水管新設工事において丙社に落札させることを約し業者の選定や予定価格を漏示するよう元嘱託職員に働きかけ、元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は元工事契約係長に指示し意向に沿った業者を選定をし予定価格を漏示した。丙業者は応札価格を調整し業者に個別に連絡をし丙社が落札した。

甲業者は、元嘱託職員から若葉町3丁目地内給水管布設替工事の発注情報を聞き出し、乙業者らと会して平成13年12月19日入札の若葉町3丁目地内給水管布設替工事で乙社に落札させることを約し、業者選定を依頼し、予定価格を漏示するよう元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、競争入札業者選定委員会に諮り選定をし、予定価格を漏示した。連絡を受けた乙業者は応札価格を調整し業者に個別に連絡を取った。これにより、乙社が落札したとの陳述が行われた。

その後、証拠開示があり、証人質問では、甲業者の長男、被告の妻に行われた。被告の長男に対する弁護人の質問では、現在の会社の構成員と仕事の内容、経営状況、談合の認識、贈収賄について、元嘱託職員について、被告である父との関係等証人質問が行われた。水交会や談合については、存在は証人も知っていたこと、入札は自由競争でされるべきもので、談合は市民の負担を大きくさせる悪い行為である等と述べている。検察官からの証人質問では、被告が談合の関わっていた具体的なことは何か知っているかという質問では、具体的なことは知らないが、仕切っていたことはある程度知っていたと述べた。また、被告は事件について申し訳ないと言っていた。この様なことが続いてきたことへの証人の考えはどの質問では昔からの業界の体質と答え、防止するには、役所の人との馴れ合いをなくし、業界の中でまわりに流されない信念をもっていきたい。余裕ができたなら同業者に談合をなくすよう働きかけていくと述べた。検察官は余裕ができたならでなく、もっと積極的に働きかけたらとの問いかけに対しては、自分が一番年下、年功序列の世界だからと答えたが、検察官はそのように口をつぐんできたことが、長年の談合の温床となったのではないかと指摘した。裁判官の証人質問では、接見の回数や経営のアドバイスを求めたか、や談合が立件されての印象、事件後の業界全体の変化について質問がなされ、驚きはなかった、入札金額に差がでてきた、本来の競争の形になってきたと答えた。裁判官はあなたは本当は、建前上は競争に委ねるという入札システムの

理念は分るが、実際上は談合は必要だと思っているのではないかとの質問があり、父が逮捕されるまでは談合についてそう思っていたが、自分が会社を経営して談合しなくてもなんとかやっていけるのではと思った等と述べた。

甲業者の妻に対する証人質問では、弁護士から水交会に入った経緯や談合について、接見での話、被告について聞かれ、夫はトップとしての責任を取ると言ったが、何故一人だけが責任をとらなければならないのか、反発を覚えたと述べ、弁護士から今でも反発を感じているのかとの質問には、今はそんなことはない。トップとして責任をとり、父として孫のためにも反省をして償いをしていきたいという夫の思いと同じである。何故最初は反発したかと言えば皆同じことをしてきたのにトップだからと言って夫だけが責任をとるという反発であった。夫も12月頃までは人を恨んでいたところもあったが、1月頃からは人など恨まず、責任をとって大好きな立川でもう1度やり直したい。がんばって前向きに生きていきたいと思うようになったと述べた。検察官からの質問では、監査役であるが役員として責任を感じている。また、今後の社内でどのような役割を担っていくのかとの質問では、息子たちの監視役として将来、突っ走りそうになったらブレーキをかける役目を果たしたいと述べた。裁判長からは、言葉の端はしから反発のニュアンスを感じる部分もあるが、今でも反発の気持ちがあるのではとの質問があり、今はないと述べた。さらに被告にはトップの責任があるのは、わかるかとの問に、はいわかりましたと答えた。

平成16年3月24日第4回(甲業者)公判

被告人尋問が行われ、甲業者に弁護士からの質問では会社は昭和40年から34年間やっていること、水交会は会社設立当初からあり、入った時から談合組織であることを認識していた。20代はじめ談合に反発をしていたことがあった。水交会での談合はどのような形で行われていたのかとの質問では、すでに点数制ができあがっていた。庶務として点数表を管理していたと述べた。さらに弁護士から被告は点数制から順番制を導入しているがと聞かれると、不平、不満、不合理を解消するため、順番制に変えた。点数制だと指名回数が増えると指名回数が増え、力のある業者はいいがそうでないところは工事が取れず平等性に欠けていたので、そうした大きい業者から反発があった。名前も変えたのは談合組織と見られるからで、もっともらしい名前に変更した。談合を止めようなんて考えたことは一度もない。談合が当たり前になっていた。さらに弁護士から設備研究会で内部分裂があったがとの質問には、分裂でなく個々のトラブル。談合やぶりが起きた。自由競争を求めたのでなく、身勝手な人が組織のルールを無視したことによる。ルールに賛同する者そうでない者に2分されたので、平成14年9月に解散したと述べた。同業者、市とのかかわりでの議員に関

する質問では、2名の議員名をあげ、最終的に行司の役割をしていたことを述べた。弁護人からは議員だけでは談合はできないのでは等の質問があり、市から情報が欲しい。はじめは予算額、時期だったが、事前公表となつてからは次第にメンバーの組み立てを依頼するようになった。市の職員が談合に協力したのは、議員に協力すればポスト、出世がもらえる。背くと出世ができなかったり左遷させられたりする。さらに、市の職員は皆同じと思つたかとの質問があり、元契約課長は違つた。あとは同じと思つた。元契約課長の名は今回の入札で初めて出てきた。それ以外の摘発された職員の名前は何度も出てきた。そのような人間はほかにもいると述べた。元嘱託職員はなんでお金をとれるのかとの質問では、飲み食いしているうちに言い易い業者に要求した。業者が何故要求に応じたかは、お礼としてやってきたと業者からの愚痴話を聞いている。贈収賄を行った時期は仕事が少なくなつてきた時期。設備研究会解散後はばらばらとなり、元嘱託職員がいないと談合が成立しなくなった。ごく親しい仲間を集め代表を決めて元嘱託職員に依頼したと述べている。

さらに弁護人から、市内の他の業種での談合の認識については、ほとんどの業種で談合があるとの認識を述べ、このような状況で談合はなくなると思うかとの質問に、行政ががんばっているので、少しずつなくなると思う。業者の利己主義でこのようなことになった。業者として他に方法があつたか答えは出ていないと答えている。市の処分については、目先だけの処分。役所の考えで処理している。実態と市の把握とでは差がある。八王子市のように業者一斉にやった処分はいい方法だと思う。その後は談合していないようだ述べている。今回の事件については、悪いことをしたと認識している。入札制度の成り立ちは市民の血税により行うものであり大切に使わなくてはならない。それを談合により不当な利益を得てしまった。我々のモラルの問題だと思うが、欲に負けた。勇気を出せなかつた。身勝手な行動が大勢の人に多大な迷惑をかけたと述べている。今後については、今後は一から出直していく。地道にやっていきたい。責任は痛感しているなどと述べている。

検察官から事件の理解について、一つは業者間内部での問題と市職員との癒着があると思うがとの質問には、そう理解していると述べている。さらに業者間内部で談合が続いた最大の原因は業者の欲、エゴである。今言うのはおかしいが罰則が目に見えていれば抑制することができる。みんなでやれば怖くないという意識になって正義感が薄らいでいると述べている。市職員との癒着については、市の情報を先に得ること。仕事をとる方法論で営業のひとつ。業者の欲が接触となる。抑制するには業者の姿勢が大切。社会悪を見つめること、利己営利に走ると談合になる。痛みが分かり、自分一人でも戦列を離脱すればいいなどと述べている。さらに検察官から被告は今回戦列を離脱しなかつたのはと

の質問に対して、談合に応じる業者を選定させ、それ以外を排除させた。悪質だったと述べた。被告の経験から談合を断ち切るにはどうすれば良いのかとの質問には、先生という権力をもった人が動いて誘導している。そういう人のところに行かなくては仕事がもらえない。お金を持っていかなければ仕事をもらえない。おもとのそこを断ち切ること、ここを断ち切れれば役所まで巻き込まれなかったと述べている。さらに、断ち切るには罰則を強化すること。指名停止や罰金が頭にちらつけば一番の手段となる。談合しても得にならない制度を確立することだと述べている。検察官から、刑事事件にならないと思っていたのかとの質問では、業者は刑事事件となるのは役所の人間の絡みがあったときだと考えている。公正取引委員会の罰金だけだという認識があると述べている。

裁判官からは、会を抜ける勇氣はなかったのかとの問には「はい」と答えた。また、点数制、順番制については、会として、顧問の先生を介して役所に働きかけた。元嘱託職員から情報をあげるからという誘いに応じてやったと述べた。裁判官から、被告がいなければ談合はなかったのではないのかとの質問には、私がいなくても談合はなくなる。親しい仲間、みんなで作っていたと答え、他の業者が集まったのは仕事のアドバイスをしてあげたから。みんな仕事だけの仲間ではないと述べた。さらに被告は市に影響力があるのかとの質問には私にはないと述べた。談合をやっているの不安については、毎回あったこと。研究会解散の2年前から通報されるのではと思っていたが発覚より利益を優先させた。仲間にも不安を何度も話した。こんなことはいつまでも続けられない。どこかで線を引かないと、しかし、発覚してしまいできなかった。仲間内から通報されたと思った。来るべきものが来たという感じだったと述べている。

裁判官からは、あなた方が議員に働きかけ、議員が任命権者に働きかけ、人事権まで行使させて、言うことを聞かなければ左遷、言うことを聞けば出世する。人事権というアメとむちで市職員に働きかける。これでは今後も続きますねとの問いかけに対しては、構造的なもので今後も続くと思う。権力者同士の癒着でやるからと述べている。さらに人事の公平では公平委員会があるがという質問については、実態はできない。退職した職員から人事の愚痴話を聞いたことがある。不当な人事があるのは間違いないと述べていると述べた。裁判官から、談合については、たたき合いになると赤字を覚悟しなければならない。利益を受ける必要があり、それに負けた。談合をやらなくてもやっていけるだけの力をつける企業努力が必要。企業努力をしていくしかない。談合は世の中で通らない社会悪だと述べている。

議員との関係についての質問があり、元嘱託職員との関係からでなく、会社の社長を介して知り合いになったと答え、裁判長から談合が刑事事件になるとは思わなかったというが、テレビ、新聞で取り上げられており認識が甘いので

はとの指摘に対しては、談合だけなら公正取引委員会が取り締まり、警察の関与がないと思っていた。通報を恐れていたが、罰金が怖かったからである。内部紛争で談合やぶりの人が告発するという言動に対して、土木建築にも迷惑がかかるから会長として研究会を解散したと述べた。さらに、裁判長からどうすればこのようなことがなくなるのかとの質問に対しては罰則の強化、厳しい刑事罰が必要と答えた。弁護人から、市職員と業者の直接の癒着はあったかとの質問に対しては今まではなかった。元嘱託職員のような市職員はいなかったと述べた。さらに談合は刑事罰を受けないというのは全ての業者の認識なのかという質問については、今回は元嘱託職員の贈収賄が絡んでいるからこうなると認識していた。他の人もそう思っている。行政なりのペナルティーの強化がなければ何も変わらないと述べている。

平成 16 年 5 月 10 日第 5 回(甲業者)公判

検察官の論告求刑が行われ、事実関係については各証拠により証明は十分で、情状の余地はないこと。被告は職員・同業他社と共謀し指名業者を選定させ、その職員から予定価格を漏示させ有利な価格で落札した。入札における公正な競争を阻害し、それ自体を形骸化させた行為は悪質である。また、市民の血税で行われる公共工事は、自由な価格競争をもって安価に行われ、血税を有効に行われるべきものである。被告が談合により、指名選定や予定価格を漏示させ利益を得た行為は悪質である。元嘱託職員を通して市職員に働きかけ、8 業者を選定させ、予定価格に近い価格で落札した行為は、自由な競争を阻害し悪質な行為である。談合体質を 20 年前から継続して常習的に行い、被告の自己中心的で市民の血税を私物化し、私腹を肥やした行為は酌量の余地はない。市に与えた損害も大きい。市職員から予定価格を漏示させ、近接した価格で多額の工事代金を騙しとった。元嘱託職員が贈賄を受け、市職員を接待し、予定価格を漏示させ、公務の公正さを害した責任は大きい。他の共犯者と比べても主導的立場にあり、談合を続けた。長期に渡り繰り返した談合により公正であるべき競争入札制度は形骸化し、市民の信頼を失墜させた。被告の再犯のおそれも否定しえず、一般予防の見地からも厳罰に処する必要がある。

よって懲役 1 年 6 月に処するのを相当と思慮すると述べた。

これに対して、弁護人弁論が行われ、被告は昭和 50 年に談合しないと落札できない状況を知りやむを得ず行為を繰り返したもので、談合は当たり前のこととされ、継続してしまった。平成 12 年 6 月の町田市で公正取引委員会の摘発や平成 14 年 9 月に設備研究会を解散した時、談合から抜ける時期が 2 回あったが、不況のあおりから談合を継続した。個人の責任を否定する歴史的な経緯がある。被告がやらなくても誰かがやっていた。被告が中心的役割を果たしたとして強

い非難を受けているが、共犯者それぞれの利害が一致したもの。被告が経済的利益を受けたのは1つだけでその他は協力したものである。贈賄もない。

市が談合を認識し放置したのは明らかで、このことが継続して存在したことについて市の対応は責められるべき、元嘱託職員が収賄を受けていたことは厳しく責められることである。市の要因も否定できない。

被告は一連の事実を認め、猛省し問題を指摘し、市の対応も含め詳細な供述を真摯な態度で行った。代表取締役も辞して、家族もそのようなことをさせないことを約束するなど再犯の可能性は皆無である。身柄拘束され、新聞に掲載されるなど社会的制裁を受けた。よって、執行猶予を求めると述べた。最後の被告最終陳述では、被告は特にないと述べ、結審し次回、平成16年7月14日判決となった。

平成16年7月14日第6回(甲業者)公判・判決の宣告予定

(4) 被告 乙業者

平成15年12月24日第1回(乙業者)公判

検察官起訴状朗読では、平成15年10月30日付け起訴事実について、被告は、乙社の代表取締役であるが、別に起訴されている元嘱託職員、元契約課長と共謀し、平成14年12月18日に行われた富士見町6丁目地内内径150耗配水管新設工事の入札で、被告に有利な価格で落札せしめようと元嘱託職員を通じ、元嘱託職員が、元契約課長に働きかけて指名業者を選定させ、8業者と協定を結び、落札した。よって、被告を刑法第96条の3第1項(競売入札妨害罪)、同第60条(共同正犯)により起訴することとしたものである。

平成15年11月19日付け起訴事実について、被告は、平成14年11月中旬、同年12月18日入札執行の富士見町6丁目地内内径150耗配水管新設工事において談合し、乙社が落札させることを約し、11月中旬に元嘱託職員を通じ、元契約課長に8業者を選定するよう働きかけ、予定どおり乙社が落札し、元嘱託職員に対し、現金40万円を贈賄したため、よって被告を刑法第198条(贈賄)により起訴することとしたものである。

平成15年12月10日付け起訴事実について、被告は平成14年8月21日に行われた富士見町5丁目先導水管布設替工事で14年7月中旬に談合し、乙社が落札させることを約し、元嘱託職員を通じ、元契約課長に8業者を選定するよう働きかけ、予定どおり乙社が落札し、元嘱託職員に対し、現金100万円を贈賄した。よって被告を刑法第96条の3第1項(競売入札妨害罪)、同第60条(共同正犯)、同第198条(贈賄)により起訴することとしたものである。

罪状認否では、乙業者「(起訴状の内容に)間違いありません。」と述べた。乙

業者弁護人「被告人と同様です。」と述べた。

検察官冒頭陳述があり、被告の身上、経歴について及び市の工事発注手続について述べられた。談合状況について、立川市発注の水道工事の入札は、平成12年頃までは、同市内の水道業者で構成する「立川水交会」の会員が談合により、順次落札される慣行となっていた。その後「立川設備研究会」と名称を変更し、談合を続けてきた。この研究会は、その後解散したが、引き続き談合は続けていた。また、土木業者と水道工事業者との混合入札の場合は、土木業者の団体である「立川市建設業協会」にも談合の申し入れをして、土木業者と水道工事業者が交互に落札できるようにしていた。

起訴事実については、平成14年12月18日入札執行の富士見町6丁目地内内径150mm配水管新設工事について、乙社が落札することを約し、談合し、8業者の選定を元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼して、元契約課長が部下に命じ、当該意向に沿った指名業者選定し、自ら決裁した上で、立川市総務部長の決裁を得て、入札指名業者の選定をした。これにより、予定どおり乙社が落札した。元嘱託職員に対し、元契約課長に働きかけた報酬として、元嘱託職員に40万円を贈賄した。

平成14年8月21日入札執行の富士見町5丁目先導水管布設替工事について、乙社が落札することを約し、談合し、8業者の選定を元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼して、元契約課長が部下に命じ、当該意向に沿った指名業者を選定させ、自ら決裁した上で、立川市総務部長の決裁を得て、入札指名業者の選定をした。これにより、予定どおり、乙社が落札した。元嘱託職員に対し、元契約課長に働きかけた報酬として、元嘱託職員に100万円を贈賄したと立証し、証拠書類が提出された。これらの証拠について、被告弁護人の意見は、いずれも同意したので、証拠として採用された。

裁判長が、今後の進行について検察官に聞いたところ、検察官から現在捜査中であるので、続行してほしい旨の発言があったが、捜査の見通しについては明らかにされなかった。

平成16年2月18日第2回(乙業者)公判

検察官追起訴状朗読があり、平成16年2月6日付け起訴事実について、被告は、元嘱託職員、元総務部長、甲業者らと共謀し、平成13年7月6日に行われた高松町1丁目・泉町地内給水管布設替工事の入札で、被告に有利な価格で落札せしめようと、同年6月中旬、元嘱託職員が、元総務部長を介して元工事契約係長に対して働きかけて指名業者を選定させ、元総務部長を介して予定価格を聞いた甲業者は落札価格を決め、7月6日に乙業者は、予定どおり落札し、元嘱託職員に対し、現金50万円を贈賄した。

被告は、また、平成13年12月19日に行われた若葉町3丁目地内給水管布設替工事の入札で、被告に有利な価格で落札せしめようと、元囑託職員が、元総務部長を介して元工事契約係長に対して乙業者らを指名するよう働きかけて指名業者を選定させ、落札価格と決め、12月19日に乙業者が落札し、元囑託職員に対し、現金100万円を贈賄した。

よって、被告を刑法第96条の3第1項（競売入札妨害罪）、同第60条（共同正犯）、同第198条（贈賄罪）により起訴することとしたものである。

罪状認否では、乙業者「（起訴状の内容に）間違いありません。」と述べた。乙業者弁護人「被告人と同様です。」と述べた。

検察官冒頭陳述では、共犯者の元囑託職員は、元総務部長を介して元工事契約係長に働きかけ、高松町1丁目・泉町地内給水管布設替工事について甲業者、丙業者と会合し、乙業者が落札する番と決め、7業者を参加させることを決め、元囑託職員は、元総務部長を介して元工事契約係長に選定を依頼、元工事契約係長は選定手続をし、総務部長の決裁を受けた。

元囑託職員から選定手続を聞いた乙業者と甲業者は、予定価格に接近した額で落札することを決め、他社はこれを上回る額で入れるよう連絡、平成13年7月6日に乙業者が落札、乙業者は、元囑託職員に対して50万円を贈った。

共犯者元囑託職員は、若葉町3丁目地内給水管布設替工事について甲業者と会合し、乙業者が落札することを決め、7業者を参加させることを決め、元囑託職員は、元総務部長を介して元工事契約係長に選定を依頼、元工事契約係長は選定手続をし、元総務部長を通じて選定手続を聞いた元囑託職員は、甲業者と乙業者に連絡、落札することを決め、他社は、これを上回る額で入れるよう連絡、平成13年12月19日に乙業者は、予定どおり落札し、元囑託職員に対し、現金100万円を贈った。

これらの証拠について、被告弁護人の意見は、いずれも同意したので、証拠として採用された。検察官から証拠が提出された。

被告弁護人から、情状証人として在廷していた被告人の妻の採用申請があり、直ちに採用された。

情状証人尋問では弁護人から証人に尋問が行われた。

被告が警察に呼ばれた理由や経営への関与が聞かれ、専業主婦で仕事のことは、一切知らないと言った。逮捕時の状況や賄賂をなぜ渡したか、仕事をとるため、どうして夫がお金を渡してまでしたかについては分からないと言った。接見の内容、保釈後の感想等があり、現在の収入状況、家計の話が述べられた。このようなことは二度としないだろう。もしやめなかったら今回の刑事に連絡してやめさせる。やったら捜査二課に連絡するとも述べた。

検察官からの証人尋問では、今後の経営はどうするか。どのような話をして

いるのかを聞かれ、昔やっていた仕事以前の仕事。スタートからやり直し。会社は続けていくと答えている。保釈金調達の調達方法や不正がおきないようにするにはどうするかを聞かれ、本人も反省している。二度としないと述べていると述べた。組合に入って順番で仕事をもらっていた。同業者で順番に仕事をしたいと述べた。なぜ、公務員に対しお金を渡してまでそんなことをしたかについては、本人も苦しんでいたのが責めてはいなかった。聞いていないと述べた。

裁判長からの証人尋問があり、登記簿によると平成13年9月に取締役就任し、役員報酬はもらっているかについては、今初めて聞いてびっくりした。取締役就任しているとは思わなかった。税理士のアドバイスにより給与をもらっている仕組みになっていると述べた。

さらに、役員として名を連ねている限りまちがいのないように、健全な方向へ持っていく責任はあるとの話があった。

次に、被告人質問があり弁護士からは、本人の経歴や甲業者との関係の質問があり、平成元年にたまたま知り合った。指定工事店になるため甲業者からアドバイスをもらった。会社設立は、平成2年であり、指定工事店になったのは、平成5年からで、その間指定工事店になる前、民間の下請けをしていた。甲業者からも仕事をもらっていた。

甲業者とは仲人、親しく付き合っていた。甲業者からのアドバイスでその後指名業者になった。平成10年ごろ東京都に経営審査を2年間出し、晴れて指名業者になった。入札業者になれる指名業者として入札に参加し、役所に呼ばれるようになった。

そこで談合したのかとの質問では、最初に入っていない。談合の会に入ったきっかけは、市役所から3度呼ばれると談合の会に入ってくれというルールがあった。ルールは最初から知っていたと述べた。後になって考えると談合って何かとの質問では、順番になって、皆が儲かるようにすること。談合することは法に触れて犯罪になるとは正直思っていなかった。認識がなかった。なかった原因は、1円でも儲けたい。それが全てと述べている。全員がやっている認識については、思いもつかなかった。甲業者とかほとんど全員がそうだった。よその市で談合事件で逮捕された者が出たニュースをみても他人事だと思っていた。当時はそんなことだと思わなかった。見つかるわけがない。ばれると思っていなかった。業者がとるために話し合っ順番で仕事をし、漏れるわけがない。全員が同じことをしている。仲間だからと述べている。今、振り返ってみて談合は2度とやってはいけない。しかし、談合のシステム自体は、業者は、1回や2回はたたけるが、4回、5回となると僕には力がない。談合でないと、会社経営は、たたきあって正々堂々とすると赤字になる。以前1回たたいて仕事

をしたら 400 万円の赤字になった。談合にもいいところがあります。どこかで行われている・・・推測ですが。談合がない仕事はない。仕事で談合はあると述べた。賄賂を贈って起訴されたが、どうして渡そうとしたか。きっかけを教えてくださいとの質問では、元嘱託職員とはお役人という認識もなかった。元嘱託職員からちょっとこういうことであれなんで出してくれと。甲業者その他の先輩もそういうスタイルだった。落札したお礼にお金を。贈収賄。まさか自分のこととは思わなかった。元嘱託職員と甲業者とのつながりは強かった。入札に入っていない時から。弁護士からは甲業者と元嘱託職員の関係は、廻船問屋・甲業者、悪代官・元嘱託職員ということですか。そして、10月9日逮捕されたことをどう思うと問われ、娘と女房に申し訳ない。犯罪者になってとんでもない事件を起こした。留置の79日間つらかったが、外もつらい。惨めな気持ち。平気じゃない。悪いことしたと述べた。今後、会社経営について、社会復帰はと聞かれ、生きていくために働くと述べた。将来について、現在指名停止を受け、談合せずにやっていけるかとの質問には、2、3回はやっていけるがそれから先は・・・。将来、談合してつかまるか、入札業者をやめるかとの質問にはやめます。入札業者をやめます。どこかの下請けをやります。工事屋になって下請けをします。指名工事業者になりたくない。談合はしたくない。法に触れたくない等と述べた。

検事から被告への質問では、指名業者になるメリットは、下請けでずっときていたため看板を背負い元請けになれること。前渡金をもらえるようになったのがうれしかった。前渡金の30%がありがたかった。下請けは、出来高払いで2ヵ月後に払われ、資金繰りの面で違いと述べている。公共工事と民間工事の割合や気になった発言の「談合をやらなければ・・・」について再度聞かれ、普通に入札をして1回2回3回までは叩けるがそのあとは・・・。4、5度は続かないと思う。80%ぐらいの落札なら仕事はできる。利益がないと仕事ができないと述べた。また、1円でも多く稼ぎたい。たたき合いは赤字を覚悟でもやる。やらないよりも従業員に対して遊ばせるよりよい。従業員も家族があるのでと述べた。検察官から、あなたの経験から談合はなくならないと思うかとの質問では、談合はなくならない。将来的にはなくならない。つかまった人しかわからない。同じことをしてつかまらないから・・・他人事ですが。無くなるのは不可能ですと述べている。さらに、あなたの経験を皆が共有できると談合はなくなるかとの質問では、私みたいな経験をするとやりたいとは思わないと述べた。検察官から、賄賂について。あまり意識が無かったと言ってるが、公務員に対して違法は明らかだとの問いには、1円でも利益をあげたいと述べた。検察官から、常識として考えたって、談合、贈収賄は客観的にみて法律に反していないことはないとの指摘に対しては、犯罪です。自覚している。このような構図は

入札業者になって4年で3年位前から知っていた。仕切り役は、甲業者です。足並みが乱れたのは下位の業者が甲業者に対し面白くなかった。元囑託職員が話しをもちかけると甲業者の利益になる。私らがとると甲業者自身が潤う。甲業者のメリットはよその会社に仕事を取らせる。下請けを使って甲業者が潤う。仕事にかかわる中間の会社、下請け、孫受け。甲業者の傘下の下請けも潤う等と述べた。最後に今後仕事をやっていくとき入札業者にならないで成り立つのかについては、成り立つよう努力する。自分は参加しない。どうやったら談合をなくせるかは自分にはわからない。

裁判官から被告への質問では、指名業者になる手続き、契約手続きに関する質問があり、制度を変えることで談合がなくなるのではとの質問では、自分の経験では、なくなる。たたきあい発注になってしまうと述べた。

さらに、裁判官からは悪いことをやっている認識は？赤信号を無視してわたるという意味か。テレビ、新聞報道にしろ談合がとりあげられている。悪いことをやっていると言うのが自然な受け止め方ではないか。現実の業者の実情からすると談合はなくなるというが、談合の金銭授受は犯罪になるという認識についての質問では、被告はすみませんでしたと答えた。

さらに、裁判官からは、皆がやっている。ばれることはない。こんな認識でやってしまった。甘い認識の業者に働きかけをする気はあるのか。自分で体験をしないと認識は深まらない。談合はなくなるというがそんな認識だと大変だと言えることはできるし、業者の中心的役割は甲業者だがあなたも軽いわけではない。わかってますかとの指摘に、すいませんと答えた。

平成16年3月10日第3回(乙業者)公判

検察官論告・求刑があり、この談合は、長期にわたり組織的に行われていた。立川市において、水交会という組織を通じ、20年以上おこなわれてきた。公共工事を予定価格に近接した価格で落札し、見返りに報酬を与えることにより公正を害したものである。本来、公共事業は、自由な価格で競争され安価な価格でされるべきであるが、談合をし、自己の利益を求めたものである。また、市民の税金を無駄遣いし、一方、賄賂を渡すことにより、公正な入札で行われるべきものを金銭の力で解決させ、市民の信頼を失墜し、影響を与えた。被告は、長期間にわたり談合の一翼を担っていた。また、被告は「談合はなくなる。」と述べ、真摯な反省に乏しく厳罰をもって望むものである。市民の信頼を失墜させたのは、極めて高いものである。よって、被告を懲役1年6月に処することを望むものである。

次に、弁護人弁論があり、被告は、全ての罪を認めている。自己の利益のために犯したことは、酌量の余地はないが、逮捕されてから素直に事実を認めて

いる。事件は、水道業者の談合仲間、特に共犯者甲業者、元嘱託職員の指示によって行われており、共犯者甲業者、元嘱託職員の指図なくしては成立しなかったのである。また、被告は、逮捕以来 79 日間身柄の拘束を受けており、事実の重大さを真摯に受けていること、罪の意識が希薄だったと述べていることを考慮してほしい。また、市の指名業者には二度とならないと述べており、これは、談合を行うことも今後ないと思われ、再犯のおそれもないことである。

また、証言を行った被告人の妻が再発に対して十分気をつけていること、前科もないことから、今回に限って、刑の執行猶予付きの判決を求める。

被告人の意見陳述があり、被告は、裁判長から最後に述べることはあるかと尋ねられ、「申し訳ございませんでした。」と述べた。以上で結審となった。

次回期日は、平成 16 年 4 月 14 日で判決の宣告となった。

平成 16 年 4 月 14 日第 4 回(乙業者)公判・判決の宣告

判決の宣告

(主文)

被告人を懲役 1 年 6 月に処する。

ただし、裁判確定の日から 4 年間刑の執行を猶予する。

(理由)

被告は、乙社の代表取締役であるが、元総務部長、元工事契約係長、元嘱託職員、甲業者と共謀のうえ、平成 13 年 7 月 6 日入札の高松町 1 丁目・泉町地内給水管布設替工事の指名競争入札において、乙社に有利に落札させるため、元嘱託職員に働きかけ、同年 6 月中旬、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、乙社他 7 業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、当該業者が談合し、乙社が予定価格 1,716 万 8 千円のところ、1,710 万円で落札し、もって偽計を用いて公の入札の公正を害したものである。

被告は、平成 13 年 6 月中旬、7 月 6 日入札の高松町 1 丁目・泉町地内給水管布設替工事の指名競争入札において、元嘱託職員を通じ、乙社に有利な業者を指名選定するよう働きかけ、乙社が有利な価格で落札し、同年 7 月 30 日頃、元嘱託職員に対し、見返りとして現金 50 万円を贈賄した。

乙業者は、元総務部長、元工事契約係長、元嘱託職員、甲業者と共謀のうえ、平成 13 年 12 月 19 日入札の若葉町 3 丁目地内給水管布設替工事の指名競争入札において、乙社に有利に落札させるため、元嘱託職員に働きかけ、同年 11 月下旬、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、乙社他 7 業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、当該業者が談合し、乙社が予定価格 3264 万 8 千円のところ、3,230 万円

で落札し、もって偽計を用いて公の入札の公正を害したものである。

被告は、平成13年10月中旬、平成13年12月19日入札の若葉町3丁目地内給水管布設替工事の指名競争入札において、元嘱託職員を通じ、乙社に有利な業者を指名選定するよう働きかけ、乙社が有利な価格で落札し、平成14年1月15日頃、元嘱託職員に対し見返りとして、現金100万円を贈賄した。

被告は、元嘱託職員、甲業者、当時総務部契約課長であった元契約課長らと共謀のうえ、平成14年8月21日入札の富士見町5丁目先導水管布設替工事の指名競争入札において、乙社に有利に落札させるため、元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼し、依頼を受けた元契約課長が部下に指示し、乙社他7業者を指名選定させ、当該業者が談合し、乙社が予定価格3,500万のところ、3,420万円で落札し、もって偽計を用いて公の入札の公正を害したものである。

被告は、平成14年7月中旬、平成14年8月21日入札の富士見町5丁目先導水管布設替工事の指名競争入札の指名競争入札において、元嘱託職員を通じ、乙社に有利な業者を指名選定するよう働きかけ、乙社が有利な価格で落札し、平成14年9月中旬頃、元嘱託職員に対し、見返りとして現金100万円を贈賄した。

被告は、元嘱託職員、甲業者と共謀のうえ、平成14年12月18日入札の富士見町6丁目地内内径150耗配水管新設工事の指名競争入札において、乙社に有利に落札させるため、元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼し、依頼を受けた元契約課長が部下に指示し、乙社他7業者を指名選定させ、当該業者が談合し、乙社が予定価格1,420万のところ、1,395万円で落札し、もって偽計を用いて公の入札の公正を害したものである。

被告は、平成14年11月中旬、平成14年12月18日入札の富士見町6丁目地内内径150耗配水管新設工事の指名競争入札の指名競争入札において、元嘱託職員を通じ、乙社に有利な業者を指名選定するよう働きかけ、乙社が有利な価格で落札し、平成15年1月下旬頃、元嘱託職員に対し、見返りとして現金40万円を贈賄した。

以上、被告も認め、証拠を調べたうえ、法令を適用したところ、主文のとおりとした。量刑について簡単に申し上げると、水道工事業を請負っていた被告は、水道工事4件に関し、職員及び事前に協定をした他の業者と共謀し予定価格の漏示、予定価格に近接した金額で落札したものである。

談合は、公正な入札を害す行為であり強く非難されるものである。業者の組織的関与により、立川市が入札の制度を改革しようとしている時期に、業者の私物化した不正行為に加担した責任は重い。

贈賄は依頼を前提とし、担当職員、幹部職員が請託を受けたことに対する報

酬として渡したものであり、計画性をもち自己中心的である。

立川市の公務の信頼を失墜させ、社会的信用を低下させた。

他方、被告は、自分の行ったことを斟酌反省している。また今回の取りまとめは、甲業者及び元囑託職員である。彼らに便乗していたので罪は一段低いといえる。

また、一連の事件で大きく報道され、反省し社会的責任を負っている。

証言した妻がもう2度とこのようなことはしないと監督し、幼い2人の子がいること、もう指名業者にはならないと証言していることなどから主文のとおり、「懲役1年6月に処する。ただし、裁判確定の日から4年間刑の執行を猶予する。」とした。あなたのした行為は甚だ良くないことを受け止めてほしい。ただし、情状の余地があるので4年間猶予した。

「これまでのように安易に考えていると大変なことになる」と他の業者にも伝えるよう話しがあり終了した。

(5) 被告 丙業者

平成16年2月24日第1回(丙業者)公判

検察官の起訴状朗読では、平成15年12月10日付け起訴分について、丙業者は、元契約課長、元囑託職員、甲業者と共謀のうえ、平成14年12月11日入札の幸町2～3丁目地内給水管布設替工事の指名競争入札において、丙社に有利に落札させるため、元囑託職員に働きかけ、同年11月、元囑託職員が元契約課長に依頼し、8業者を選定させ、当該業者が談合し、丙社が落札した。

被告は、平成14年11月中旬、同年12月11日入札執行の幸町2～3丁目地内給水管布設替工事において談合し、元囑託職員を通じ、元契約課長に丙社のほか7業者を選定するよう働きかけ、丙社が落札し、元囑託職員に対し、現金45万円を贈賄した。

よって被告を刑法第96条の3第1項(競売入札妨害罪)、同法第198条(贈賄)により起訴することとしたものである。

平成15年12月19日付け追起訴分について、被告は、元契約課長、元囑託職員、甲業者と共謀のうえ、平成14年7月3日入札の高松町2丁目～栄町4丁目地内給水管布設替工事の指名競争入札において、丙社に有利に落札させるため、元囑託職員に働きかけ、同年6月上旬、元囑託職員が元契約課長に依頼し、7業者を選定させ、当該業者が談合し、丙社が落札した。

被告は、元契約課長、元囑託職員、甲業者と共謀のうえ、平成14年7月3日入札の立川市立第四小学校東・西便所改修工事の指名競争入札において、「丙社に有利に落札させるため、元囑託職員に働きかけ、同年6月上旬、元囑託職員が元契約課長に依頼し、8業者を指名選定させ、当該業者が談合し、丙社が落札

した。

丙業者は、同年7月3日入札執行の高松町2丁目～栄町4丁目地内給水管布設替工事において談合し、元囑託職員を通じ、元契約課長に丙社のほか6業者を選定するよう働きかけ、また同日執行の立川市立第四小学校東・西便所改修工事において談合し、元囑託職員を通じ、元契約課長に丙社のほか7業者を選定するよう働きかけ、丙社が落札し、現金150万円を贈賄した。

よって被告を刑法第96条の3第1項（競売入札妨害罪）、同法第198条（贈賄）により起訴することとしたものである。

平成16年2月6日付け追起訴分について、丙業者は、元総務部長、元工事契約係長、元囑託職員、甲業者と共謀のうえ、平成13年7月13日入札の立川市立幸小学校南棟便所改修工事の指名競争入札において、丙社に有利に落札させるため、元囑託職員に働きかけ、同年6月、元囑託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、丙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、当該業者が談合し、丙社が落札した。

丙業者は、元総務部長、元工事契約係長、元囑託職員、甲業者と共謀のうえ、平成13年7月27日入札の緑町地内内径150耗配水管新設工事の指名競争入札において、丙社に有利に落札させるため、元囑託職員に働きかけ、同年7月上旬、元囑託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、丙社有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、当該業者が談合し、丙社が落札した。

被告は、平成13年6月、同年7月13日入札執行の立川市立幸小学校南棟便所改修工事において談合し、元囑託職員を通じ、元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、丙社のほか7業者の選定と予定価格を漏示するように働きかけ、また同年6月、同年7月27日入札執行の緑町地内内径150耗配水管新設工事において談合し、元囑託職員を通じ、元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、丙社のほか7業者の選定と予定価格を漏示するように働きかけ、丙社が落札し、元囑託職員に対し、現金150万円を贈賄した。

よって被告を刑法第96条の3第1項（競売入札妨害罪）、同法第198条（贈賄）により起訴することとしたものである。

罪状認否があり、丙業者は「すべて間違いございません。」と述べた。

検察官の冒頭陳述では、丙業者は、高校卒業後、運転手を経て、丙社に入社、平成元年に社長に就任したことや会社の概要や市の契約手順等が述べられた。

立川市発注の水道管工事の入札は、平成12年頃までは、同市内の水道業者で構成する「立川水交会」会員が談合により、順次落札される慣行となっていた。その後、「立川設備研究会」と名称を変更し、談合を続けてきた。しかし、平成

13年内部の対立が起こり、平成14年に甲業者ら8業者で新たなグループをつくり、「立川水交会」や「立川設備研究会」と同様、元嘱託職員に上記8業者を指名するよう働きかけた。

平成15年12月10日付け起訴分については、平成14年11月上旬、元嘱託職員から幸町2～3丁目地内給水管布設替工事の入札情報を聞き出し、甲業者らと市内飲食店で会し、平成14年12月11日入札執行の同工事を丙社に落札させることを約し、入札参加業者として、8業者を選定するように元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼して、元契約課長が部下に命じ、当該意向に沿った指名業者選定をした。元嘱託職員を介して連絡を受けた被告は、当該7業者に個別に連絡を取った。

これにより、丙社が落札した。

被告は、同工事に対する謝礼として、元嘱託職員に45万円を供与した。

平成15年12月19日付け追起訴分については、平成14年5月上旬、元嘱託職員から高松町2丁目～栄町4丁目地内給水管布設替工事の入札情報を聞き出し、同年7月3日入札執行の同工事を丙社に落札させることを約し、入札参加業者として、4業者を選定し、残り3業者はどこでもいいが、談合に協力しない者を外すように元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼して、元契約課長が部下に命じ、当該意向に沿った指名業者選定をした。しかし、元契約課長は当該2業者を除外することに意を尽くすあまり、資格のない業者を選定してしまった。元嘱託職員を介して連絡を受けた甲業者は、選定業者のなかに資格のない同業者が含まれており、入札が無効になってしまうため、同業者を指名選定から削除するように、元嘱託職員を介して元契約課長に依頼、同業者を削除させたうえで、被告が当該5業者に個別に連絡した。

これにより、丙社が落札した。

丙業者は、元嘱託職員に請負いたい旨、依頼していた平成14年7月3日入札執行の立川市立第四小学校東・西便所改修工事について、元嘱託職員が忘れていることに気づき、甲業者を介し、入札参加業者として、8業者を選定するように元嘱託職員に働きかけ、元嘱託職員が元契約課長に依頼して、元契約課長が部下に命じ、当該意向に沿った指名業者選定をした。元嘱託職員を介して連絡を受けた被告は、当該7業者に個別に連絡を取った。

これにより、丙社が落札した。

被告は、上記2件の工事に対する謝礼として、元嘱託職員に150万円を供与した。

平成16年2月6日付け追起訴分については、平成13年6月上旬、元嘱託職員から立川市立幸小学校南棟便所改修工事の入札情報を聞き出し、甲業者らと市内飲食店で会し、平成13年7月13日入札執行の同工事を丙社に落札させる

ことを約し、入札参加業者として、順番が下位業者である乙社を加えるとともに、談合に協力しない業者を入れないで選定するように依頼し、また同工事の予定価格を教えてもらうよう元囑託職員に働きかけ、元契約課長を取り込む間、元囑託職員が3月まで契約課長であった元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は、指名業者選定をする事務に従事する当時の元工事契約係長に指示し、当該意向に沿った指名業者選定をした。元囑託職員を介して連絡を受けた被告は、予定価格より応札価格を調整し、当該業者に個別に連絡を取った。

これにより、丙社が落札した。

平成13年6月上旬、元囑託職員から緑町地内内径150耗配水管新設工事の入札情報を聞き出し、甲業者らと市内飲食店で会し、平成13年7月27日入札執行の同工事を丙社に落札させることを約し、入札参加業者として、順番が下位業者である甲社を加えて選定するように依頼、また同工事の予定価格を教えてもらうよう元囑託職員に働きかけ、元囑託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長は、元工事契約係長に指示し、当該意向に沿った指名業者選定をした。元囑託職員を介して連絡を受けた被告は、予定価格より応札価格を調整し、当該業者に個別に連絡を取った。

これにより、丙社が落札した。

被告は、上記2件の工事に対する謝礼として、元囑託職員に150万円を供与した。

証拠の開示があり、被告人質問が行われた。弁護人から丙業者からは、事情聴取の回数や今の気持ちを聞かれ「反省している。」と述べた。さらに今後については、「今後は、地道にやっていきたい。再出発していきたい。」と答えている。また、「私は2度としないが、建設業界としては、談合は必要悪であり、なくなるのではないのか。私はやらないが。」とも述べた。

弁護人から、「今の制度のままでは談合は起こるといふことか。」という質問に対しては、「今の制度のままでは起こると思う。」「談合は必要悪だと業界は認識している。」「不況になって、とてもできない金額で落札する業者も出てくる。共倒れになってしまう。」と述べた。また、「平成15年10月から制度が参加希望型に変わって、談合が難しくなったが、何社が参加しているのかわからないが、談合はなくなると思う。」とも述べた。

検察官からの質問では「談合がなぜ不正な行為だということを、あなたは分かっているのか。」との質問には、「不正に高額で落札することによって、結果的に税金を使わせてしまった。賄賂を行った時、うしろめたい気持ちはあった。」と述べている。それでは、なぜやったのかの質問に対しては、「平成13年6月頃倒産の危機になった。その時、仕事をどうしても確保したかった。背に腹は変えられなかった。」と述べた。今後については、「民間の仕事を中心にやって

いきたいが、指名停止の行政処分が解ければまた参加したい。談合には2度と応じない。」と述べている。

裁判長からの「あなたの言っていることだと一般競争では利益が出ないということに聞こえるが。」という質問があり、「適正価格の入札ならよいが、自由競争で利益を出そうとすると粗悪工事となる。」と述べたが、裁判長からは「それは、民間の工事でも同じではないか。」との指摘には「民間で粗悪工事をやれば信用につながる。」と答えた。さらに、裁判長から「それは、官も同じではないか。」と指摘されると、「施工能力のない会社でも最低制限価格で入札してくる。」と答えた。さらに裁判長から「民間でも同じではないか。」と指摘されると、「自分の経験ではよくわからない。」と述べた。

裁判長から、「返って民間の方がインターネットなどを使って競争しているのでは。」との質問には、「メンテナンスのこともあるので自由競争はどうかと思う。」と答えた。裁判長からは、「保守のことはどの工事にもある。それは説明になっていない。きちんとした工事をすればよいのでは。あなたの言っていることは業者の利益のことだけを言っているのではないか。」と指摘。丙業者は「自由競争をすれば価格破壊になる。」と述べ、裁判長は「民間でも同じでは。」と指摘したが、丙業者は「民間は役所のように下請に門戸を開けていない。価格破壊のようなことにはならない。」と述べた。裁判長からは「民間の方がもっと厳しいのでは。あなたの言っていることだと官だけに問題があるようだが、よくわからない。」と述べた。さらに、「あなたの言うことを聞いていると談合をまたやるのでは。」と指摘されると、「そんなことはない。談合はしない。」と述べた。

裁判長「では、どうすればよいのか。」と聞かれると、「参加希望型は改善策であるが、資格条件をもっと厳しくすれば粗悪業者が出なくなる。」と述べたが、裁判長から、「それでは今と変わらない。」と指摘された。

弁護人から、「あなたは本当にわかっているのか。倒産か談合か二者択一を迫られたときどちらを選ぶのだ。」との質問があり、「談合は2度としない。」と述べた。

検察官から論告求刑があり、丙業者の犯行には情状酌量の余地はない。20年以上前から被告は仲間内で順繰りに談合を行って、不当な経済的利益を享受してきた。市の職員に食い込み、予定価格を漏示させ、見返りに賄賂を提供し、職員を堕落させた。動機にも酌量の余地はない。敵対業者を排除するなどし、自己の不当な経済的利益のみを図った。犯行の内容も悪質である。元囑託職員、元契約課長、元総務部長、元工事契約係長にグループだけで固めるように斡旋し、元囑託職員に345万円の賄賂を提供し、公務に対する信頼を失わせた。公共工事に対する計画的な犯行であり、公務員と癒着して、公務員に対する不信

感を増大した。結果も重大である。市は公金の損害を受け、結果として市民に多大な損害を与えた。元嘱託職員に賄賂を提供することにより、墮落せしめた。被告は談合の中心人物であり、主犯格である。社会に与えた影響も大きいものがある。一般予防の必要性がある。公共工事は利権とからみやすく、公務員と癒着しやすい。談合を断罪することにより、これらの予防とするため厳罰を科す必要がある。

よって、懲役1年6月の懲役に処するのを相当とする。

弁護人から弁論があり、指名競争入札制度については、多くの問題がある。役所は、自らの判断の裁量よりも事務の継続性を求め、業者は、公正な競争よりも公正な分配を求める。このような状況のもとでは談合を求めることが経済的合理性となる。政官民の協力体制が出来上がっている中では、その中に組み込まれていくしかない。そうでなければ倒産してしまう。はぐれ狼になることはできない。このような土壌では談合をするのが通常人であり、しないのは聖人君子である。また、談合に慣れてしまい心理的バリアーが低くなってしまっていたこともある。

「水交会」には、市内水道業者全員が加入しており、「水交会」に加入することにより、公平な分配にありつけることができた。「水交会」は、平成10年6月「立川設備研究会」と名称変更したが、平成14年9月に解散した。すでに平成13年頃より会員の内紛、派閥化により、その仲裁機能を失っていた。平成13年6月頃、甲業者より同会に入るよう誘われ、入会し、このような結果となった。役所が指名競争入札制度のようなメカニズムを有する限り、通常人が談合に無縁であることは困難である。翻って、刑法の罪刑は通常人が犯してはならないことを規定したものである。通常人の心理として談合を行ってしまった被告には情状酌量の余地がある。

平成15年11月19日の逮捕以来、被告は深く反省をし、又社会的制裁も受けた。市、都から指名停止処分を受け、市内の建設業界の某組合からも除名処分を受けた。銀行融資も厳しくなり、新聞報道等により信用も失墜し、社名の入った車も使用できなくなった。前科前歴もないので、刑の執行の猶予を願いたいとの弁論があった。

結審及び次回公判日の前に、裁判長から「審理を終えるに当たって、被告は言いたいことがあるか。」との問いかけがあり、丙業者は「親、兄弟、従業員、市及び関係者に多大な迷惑をかけたことを、深くお詫びする。」と述べた。本件は結審し、次回期日は、3月19日（金）判決の宣告となった。

平成16年3月19日第2回(丙業者)公判・判決の宣告
判決の宣告

(主文)

被告人を懲役 1 年 6 月に処する。

未決勾留日数 30 日をもその刑に算入する。

ただし、裁判確定の日から 5 年間刑の執行を猶予する。

(理由)

丙業者は、元総務部長、元工事契約係長、元嘱託職員、甲業者と共謀のうえ、平成 13 年 7 月 13 日入札の立川市立幸小学校南棟便所改修工事の指名競争入札において、丙社に有利に落札させるため、元嘱託職員に働きかけ、同年 6 月、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、丙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、当該業者が談合し、丙社が予定価格 1,316 万円のところ、1,310 万円で落札した。

丙業者は、元総務部長、元工事契約係長、元嘱託職員、甲業者と共謀のうえ、平成 13 年 7 月 27 日入札の緑町地内内径 150 耗配水管新設工事の指名競争入札において、丙社に有利に落札させるため、元嘱託職員に働きかけ、同年 7 月上旬、元嘱託職員が元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、丙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示させ、当該業者が談合し、丙社が予定価格 1,734 万 9 千円のところ、1,730 万円で落札した。

丙業者は、平成 13 年 6 月中旬、同年 7 月 13 日入札執行の立川市立幸小学校南棟便所改修工事において談合し、元嘱託職員を通じ、元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、丙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示するように働きかけ、また同年 6 月下旬、同年 7 月 27 日入札執行の緑町地内内径 150 耗配水管新設工事において談合し、元嘱託職員を通じ、元総務部長に依頼し、依頼を受けた元総務部長が元工事契約係長に指示し、丙社に有利な業者を指名選定させるとともに予定価格を漏示するように働きかけ、丙社が有利な価格で落札し、同年 8 月 1 日、元嘱託職員に対し、現金 150 万円を贈賄した。

丙業者は、元契約課長、元嘱託職員、甲業者と共謀のうえ、平成 14 年 7 月 3 日入札の高松町 2 丁目～栄町 4 丁目地内給水管布設替工事の指名競争入札において、丙社に有利に落札させるため、元嘱託職員に働きかけ、同年 6 月上旬、元嘱託職員が元契約課長に依頼し、丙社に有利な業者を指名選定させ、当該業者が談合し、丙社が予定価格 758 万 3 千円のところ、745 万円で落札した。

丙業者は、元契約課長、元嘱託職員、甲業者と共謀のうえ、平成 14 年 7 月 3 日入札の立川市立第四小学校東・西便所改修工事の指名競争入札において、

丙社に有利に落札させるため、元嘱託職員に働きかけ、同年6月上旬、元嘱託職員が元契約課長に依頼し、丙社に有利な業者を指名選定させ、当該業者が談合し、丙社が予定価格2,490万円のところ、2,425万円で落札した。

丙業者は、同年7月3日入札執行の高松町2丁目～栄町4丁目地内給水管布設替工事において談合し、元嘱託職員を通じ、元契約課長に丙社に有利な業者を指名選定するよう働きかけ、また同日執行の立川市立第四小学校東・西便所改修工事において談合し、元嘱託職員を通じ、元契約課長に丙社に有利な業者を指名選定するよう働きかけ、丙社が有利な価格で落札し、同年7月上旬、元嘱託職員に対し、現金150万円を贈賄した。

丙業者は、元契約課長、元嘱託職員、甲業者と共謀のうえ、平成14年12月11日入札の幸町2～3丁目地内給水管布設替工事の指名競争入札において、丙社に有利に落札させるため、元嘱託職員に働きかけ、同年11月中旬頃、元嘱託職員が元契約課長に依頼し、丙社に有利な業者を指名選定させ、当該業者が談合し、丙社が予定価格1,510万円のところ、1,470万円で落札した。

丙業者は、平成14年11月中旬、同年12月11日入札執行の幸町2～3丁目地内給水管布設替工事において談合し、元嘱託職員を通じ、元契約課長に丙社に有利な業者を指名選定するよう働きかけ、丙社が有利な価格で落札し、同年12月中旬、元嘱託職員に対し、現金45万円を贈賄した。

以上、被告も認め、証拠を調べたうえ、刑法第60条、同法第96条の3第1項（競売入札妨害罪）、同法第198条（贈賄）を適用したところ、主文のとおりとした。判決の理由を簡単に申し上げると、被告は、公務員に賄賂を提供し、公正に行われるべき競売入札において、公務員に不正な行為をさせたものである。長年にわたり談合を繰り返し、業者、市議員、市職員が癒着し、公金を浪費し、市民に多大な影響を与え、社会に与えた影響は大きい。

以上の証拠を照らすと否定しがたい事実である。

しかし、被告はこれらの事実を認めており、申し訳ないという反省の態度をとり、前科前歴もない。また、3ヶ月間拘束を受け、社会的制裁も受けた。よって、今回に限り執行猶予付きの判決とした。

（6）被告 丁業者

平成16年1月29日第1回（丁業者）公判

検察官の起訴状朗読では、丁業者は、元嘱託職員、元契約課長、甲業者らと共謀し、平成14年9月25日に行われた若葉町2丁目地内給水管布設替工事の入札で、被告に有利な価格で落札せしめようと元嘱託職員を通じ、元嘱託職員が、元契約課長に働きかけて指名業者を選定させ、8業者と協定を結び落札した。よって、被告を刑法第96条の3第1項（競売入札妨害罪）、同第60条（共同正

犯)等により起訴することとしたものである。被告は、平成14年8月中旬、同年9月25日入札執行の若葉町2丁目地内給水管布設替工事において談合し、元囑託職員を通じ、元契約課長に選定するよう働きかけ、丁社が落札し、元囑託職員に対し、現金50万円を贈賄したため、よって被告を刑法第198条(贈賄)により起訴することとしたものである。

罪状認否では、丁業者「(起訴状の内容に)間違いありません。」と述べた。被告弁護人「被告人と同様です。」と述べた。

検察官冒頭陳述では、被告の身上、経歴について及び市の工事発注手続について述べられ、立川市発注の水道工事は、全て契約課からなされており、3,000万円未満の工事は、契約課長の一存で発注され、総務部長の決裁をもらうこととなっている。3,000万円以上の工事は選定委員会を通じて選ばれる。談合状況については立川市発注の水道工事の入札は、平成12年頃までは、同市内の水道業者で構成する「立川水交会」の会員が談合により、順次落札される慣行となっていた。その後「立川設備研究会」と名称を変更し、談合を続けてきた。この研究会は、その後解散したが、引き続き談合は続けていた。

被告人の犯行状況について、平成14年9月25日に行われた若葉町2丁目地内給水管布設替工事の入札を前に、8社を選定することを約しN社が落札することを約したが、結果、丁社が、談合を破り落札した。被告は、元囑託職員らに談合やぶりをしたことを謝罪し、許してもらったが、落札後に支払う保証金100万円の金策がなく、甲業者を介し、元囑託職員を紹介してもらい保証金100万円を借りた。その後、受注した工事の前渡金で返済の際に、50万円を賄賂として元囑託職員に対し、贈賄したと証拠が提出され立証した。

これらの証拠について、被告弁護人の意見は、いずれも同意したので、証拠として採用された。

次に被告人質問があり、弁護人から被告に尋問がなされた。

被告の会社は、40年代のはじめ設立し、被告は平成7年1月30日に会社の運営に携わり、平成12年から同13年3月ごろまで弟が経営に携わり、その後被告は平成14年に会社に復帰した。被告の会社は、公共工事と民間工事を両方やっているのかたずねられ、8対2か7対3の割合であると答えた。被告自身が水交会にお父さんの代から入っていたこと又平成5年ごろ水交会に出席したと弁護人から述べられ、又どういふことをする会か知っているかと弁護人から問いかけがあった。その水交会は18社加盟し、水道、空調、箱物部門があり、被告の会社は、水道部門に加盟していた。その後平成12年に設備研究会に名称を変えたこと、また何をする会か聞かれ、被告は水交会からつづいた談合の会であると発言をした。弁護人は談合すると落札率は90%以上になると思うが、予定価格と最低制限価格が公表される場合によって異なるが通常の競争をするとどれ

くらいになるかと聞き、被告は物件によって違うが最低制限価格に近くなると発言した。弁護人は談合がある場合とそうでない場合は、その差額は業者が受け取るものですねと聞き、被告は「はい」と返事した。バブルがはじけて以来景気が悪くなり工事全般に受注が減ってきたが、本件の工事で被告は 1,580 万で落札したが、工賃、原材料費等を引くと手元にいくら残るかを聞き、被告は、粗利益で 30%、純益で 5%くらいと発言した。弁護人は、被告の会社は、公共工事を平成 13 年 2 件、平成 14 年 4 件、平成 15 年 2 件受け、民間工事も受けているが、弁護人が公共工事が、全体の 30%ではあなたの会社の負債では大変ですといい、さらに民間工事は、赤字工事もあったかとたずね、被告は「ある」と答えた。次に本件若葉町 2 丁目の工事があるといつごろ知ったか、この工事の話をする場があったか、誰が取り仕切っていたかと聞き、被告は、8 月か 7 月に知った。そこで甲社に頼み、N 社と甲社の 3 社で話をした。また、グループ 8 社が一同に会したことはない、また設備研究会の慣例により、本命が決まると各社に連絡する仕組みだった。そこで、N 社はすでに選定される業者を知っており、本命の N 社が各社に連絡することになっていた。また、あらかじめ予定価格、最低制限価格も知っていたと発言した。被告は、会社の経営が厳しいから本件の工事を是非やりたいので甲社を介し、N 社に順番を変えてくれと要請したが、駄目でしたと発言した。その時いくらで入札をしろという話があったか聞かれ、被告は、N 社よりも下回った価格で入札し、談合やぶりを行った。弁護人から談合破りをすると設備研究会に居られなくなるのではと聞かれたが、会社がやっていけなくなるので談合破りをしたが許してもらったと発言した。受注すると保証金 100 万円がいるがその工面がつかず、甲業者から元囑託職員なら何とかなるといわれ、元囑託職員から 100 万円を借りました。受注した工事の前渡金から元囑託職員に 100 万円を返しさらに 50 万円を渡したが、その 50 万円の意味は、仲間外れにならないでこれからのお願いの意味と、100 万円を貸してくれたお礼の意味と今回の工事の便宜を図ってもらったお礼の三つの意味があると述べた。またこれは、設備研究会の慣例ですかと聞き、そうではないと答えた。弁護人から談合することによって何か悪いことをしている意識はあったか、また市民の税金を使つての工事で通常より多くの金額を得たが、こんなことをしていたら会社が駄目になると思いませんかと聞かれ、被告は「駄目になると思ったが、ライバルとトラブルを起こしたくなかった」と発言した。更に弁護人から贈賄の相手が公務員と知っていて贈ってはいけないことであると意識していましたか、また、長い間の慣例で悪いことの意識は薄れていたかと聞かれ被告は「はい」と発言した。弁護人は、被告の会社は、被告の逮捕以来、従業員は解雇、倒産し、破産を申し立てるお金もなく、自宅は銀行の抵当に入り、高齢の両親をかかえどうやって生活していくのか、あなたの

生活を窮状に導いた原因は、不正を犯し、会社の経理が乱脈になっていたからではないか、今後どうやって生活をし、また、水道工事の仕事をやっていきま
すかと聞き、被告は、どこかの会社の一社員として働きたいと、又立川市に大
変な迷惑をかけ申し訳ないと発言した。

次に検察官からの質問があり、水交會が解散したときにどうして抜け出さな
かったのかという質問があった。抜けるとかえってトラブルとなり、抜け出せ
なかった。と被告は答えた。

裁判官から質問があり、この事件は、税金で行っている事業であり自分さえ
良ければ・・・というものであってはならない。この事件は立川市にとって、
社会的影響の大きい事件です。

論告求刑では、この談合は、20 年以上おこなわれており、入札情報が事前にも
れていた。市民の税金でまかなっている事業であり、公正な入札が阻害され
たことを踏まえると社会的な影響が大きく、再犯防止のことも考え、厳しい刑
を要求する。よって、被告を懲役1年に処するとの求刑があった。

次に弁護人の弁論があり、被告人質問であったとおり、談合という不正が行
われていたが、多額の借金を抱え、父親を介護し、弟が仕事を投げ出したため、
談合から長年抜け出すことが出来なかった。以上のように、抜け出すことがで
きるのは非常に困難な状況でありこの点を考慮してほしい。また、賄賂につい
ては、被告が、訴状にあるとおり 100 万円を保証金として用意しなければならない
状況にあり、元囑託職員から 100 万円を借金したうえでの 50 万円の贈賄で
あり（贈賄の）意識が薄いと思われます。また、被告には前科は無く、離婚し
た子どもの養育費を支払わなければならない状況、会社は事実上倒産している
ことなど反省をしており、全てを失いゼロから出発しなければならないことか
ら、刑の執行猶予付きの判決を求めた。

被告人の最終陳述はなかった。本件は結審し、次回期日は、平成 16 年 2 月 19
日で判決の宣告となった。

平成 16 年 2 月 19 日第 2 回(丁業者)公判・判決の宣告

判決の宣告

(主文)

被告人を懲役 1 年に処する。

未決勾留日数 50 日をもその刑に算入する。

ただし、裁判確定の日から 4 年間刑の執行を猶予する。

(理由)

被告は、丁社の取締役であるが、別に起訴されている元囑託職員、元契約課
長、甲業者らと共謀し、平成 14 年 9 月 25 日に行われた若葉町 2 丁目地内給水

管布設替工事の入札で、被告に有利な価格で落札せしめようと元囑託職員を通じ、元囑託職員が、元契約課長に働きかけて指名業者を選定させ、8業者と協定を結び、1,650万円の予定価格のところを、1,580万円で落札した。また、被告は、平成14年8月中旬、立川市内にて、同年9月25日入札執行の若葉町2丁目地内給水管布設替工事において談合し、元囑託職員を通じ、元契約課長に8業者を選定するよう働きかけ、丁社が落札し、同年10月下旬、元囑託職員に対し、現金50万円を贈賄した。

以上、被告も認め、証拠を調べたうえ、法律を適用したところ、主文のとおりとした。

この事件には、国選弁護人が付いているので、訴訟費用がかかっているが、被告人にお金がないため、支払わなくてよいことにする。

判決の理由を簡単に申し上げると、被告は、丁社の取締役でほかの業者と共謀し、前契約課長、元囑託職員らと競売入札妨害を謀り、賄賂を贈ったものである。

本件は、公の工事、入札を著しく害し、市、公務員の信用を失墜させたことは重大だ。また、自分の会社の経営のために不正をし、主体的に取組み、また、賄賂を贈ったこともある。

以上の証拠を照らすと否定しがたい事実である。

また、社会に与えた影響、公務員に対し著しい信用を失うこととなった。しかし、被告はこれらの事実を認めており、申し訳ないという反省の態度をとっている。また、会社は解散の状態にあり、また前科もないことから情状の余地がある。よって、今回に限り執行猶予付きの判決とした。

その後、裁判官から刑の執行猶予の説明、2度と罪を起こさないよう戒めの言葉等があった。

(7) 市議会における公判に関する質疑

平成16年3月2日の市議会本会議での緊急質問があったが、公判概要と密接な関係があるので関連する市長、助役の答弁を速記録に基づき抜粋して記載した。(確認したい場合は、議会事務局発行の議事録を参照願いたい)

ア 市議会本会議(平成16年3月2日)緊急質問答弁

市長答弁

■それから、業界の談合の様子を今まで気がつかなかったかというようなお話でございますが、私はよくその点はわかりませんでした。

それから、元総務部長メモが市長からの指示であると、こうゆうふうな今の質問ですが、私は1回として元総務部長にメモを渡すとか、指示をした覚え

はありません。それと道路補修の単価契約ですが、これについては後で、市長に咎められたということでございますが、これはよく私としては記憶がございません。それから北26号線の問題につきましては、これは業者から電話で連絡がございまして、その内容というのは、指名のやり変えといえますか、これにつきましては課長をその後市長室に呼びまして、1度指名を公表したものをやり変えるということは、なかなかこういうものは難しい問題であると。だからしっかり担当課長としては指名はやらなきゃいけないと、私も市長室へあんまり電話が苦情が来るということは迷惑だから、これから課長としてしっかりやるようにと、こういう注意はいたしました。

■議員の水道並びに土木の仕切りということは、私としても余りよくわかりませんでした。

それから、元総務部長メモについては先程申し上げましたように、私からそういうものを渡した覚えはございません。それから業者から私の部屋に電話というのは、そうちょいちょいあるわけじゃございませんが、この時に限って電話がございましたので先程申し上げましたように私としては1回公表したものを变えるということは、なかなか好ましいことではないのでということで注意をした経過である。

助役答弁

■このことにつきましては、元契約課長が事実を曲げているとか、故意にウソをついているとかいうふうには思っておりませんが、これは事実誤認があると私は思っております。このいきさつを申し上げますと、今出た名前の業者が私の家へ電話がかかってまいりまして、そのとき私は留守でございまして家人が出て、内容が指名がおかしいということを言われた、家人は何のことかわからないので直接本人に役所の方へ言ってくれと、こういうことでございました。そこで私は役所に参りまして元契約課長を私の部屋に呼びまして、これはどういう状況なんだということを聞きました。そのときに、前年入っていた業者を外し10社を選んだと、こういうことでありましたので、それはおかしいのではないか、ルールから外れているのではないかと申し上げたところ、そうだということでありましたので、それはこちらの昨年を入れるべきものを入れなかったんだから、これは行政側のミステイクだと、暇疵なんだから、その業者10社についてすぐ入札をストップして、昨年入札を受けたものも入れて新たに10社を選んで20社でやるようにと、こういうふうに表示いたしました。それで、そのときに、あと待たせた方の10社、あるいは追加の10社か何か問題があつてクレーム抗議が来た場合には、私もそれに対応するから君もやってくれと、こういうふうに言ったわけであり

ます。それで、このところで「元契約課長は助役に相談した」と言っていますが、これは私の方から呼び出して言ったことです。相談したのではありません。それから元契約課長は市長からだと答えたが、助役はそれを聞いて驚くところはなかった」と言いますが、これも事実ではありません。私はそう申し上げて、最後に別れるときに「こんなぼかミスをやっちゃ困るから、もっとしっかりやってくれよ」と、こういうふうには言いました。「もしかしたらだれかに頼まれたんじゃないか」というふうに私聞きました。そのときに彼は「えーえー」というようなことで言葉を濁しておりまして、肯定も否定もしておりませんで、私の印象としてはだれかに頼まれたのかもしれないと思ひまして、そのことはずっと気になっておりまして、昨日この市長が云々という名前を聞いてびっくりしたわけでございまして、私が思っていたのが業界かその他であろうと思ひておりまして、まさか市長と思ひておりませんので「それを聞いて驚くところはなかった」というような表現につきましては、いささか元契約課長の思い違いではないかと思ひます。これは私はそのときの表情もありありと覚えておりますので、数少ないことでございまして機会があればまた元契約課長とはそのことについて話してみたいと思ひているくらいです。このところはそういうことで違います。

その後、前の10社からも追加の10社からも何かくるかと思ひましたが、一切まいりませんでした。これは直接関係ありませんが経過を申し上げますとかなりのたたき合いがあったというふうに聞いております。XだかYだか知りませんが、そのある社が落としました。これはかなり例年に比べて安い価格でありましたので、私は担当の方に申し上げて、安い価格であるから、これは初めて今年受ける訳だから、手抜きがあつたり、あるいは、こちらの関係ですからね、応じられないような場合には、すぐチェックをして、監督をきちっとして、もし不都合があればすぐ契約を解除するなり、ペナルティを科すようにと。だからしっかり検査をしてくれと、これはもうしてあります。こういうことでありましたが、その後これに関するクレームは一切ございまして年度が終わっているという状況にあります。これが一つございまして。それからもう一つ、2回相談したと元契約課長が言っていますけれどもこれはその一つです。相談じゃなくて私が言いました。もう一つは道路工事の件でございまして、元契約課長が来る2年前に道路工事を発注して現説に行こうとしましたところ、何か業界でごたごたがあつたようでございまして、その道路にかかる地主の方の蔵の屋根が道路側に少し出ているので、そのことで工事はまかりならんと、背景はいろいろあつたようでございしますが、それで中止をした経過があります。たしか8社だったでしょうか。それで、そのときに私は、この工事については地元のことであるので関係者も多

いだろうから、少し時間を置いてよく検討してからやってくれということで、翌々年までこの工事につきましては予算の関係もありまして延ばしました。そのときに、前はそのとき担当が元総務部長でありましたので、これは参加希望型でやれ、指名をするなというふうに申し上げまして、それで元総務部長から元契約課長にかわったわけでありまして、元契約課長の方には参加希望というのは伝わったかどうかわかりませんが、彼は8社でしたか持ってまいりまして、それで私は参加希望でやれと申し上げたところ、この金額では参加希望にならないと、こういうふうに申しますので、それでは指名業者をたくさんふやして、それで参加希望の形のようになるようにふやしてやれということで、8社のところを19社にふやさせてやったという経過はあります。そのことでトラブルがあったとか報告は来ておりません。ですから、この2件目につきましても元契約課長に言いました。その後も元契約課長とは契約改革だとかいろんな問題につきまして話し合う機会が多くございまして、かれは一生懸命真面目にやっただけで調査も真剣に取り組んでもらいました。その都度、時々私も指名については基準どおりやってくれてるよねということは確認しておりますし、選定委員会でもそれは申しておりました。したがって、この2つの相談というのは、そういう形でございまして、この前委員会で申し上げた1回あったというのとは全然性格が違います。1回あったというのは、これは開発行為にかかわるものでございまして、この辺は御理解いただきたいと思います。私は、公判で出た被告人の情状酌量に対する弁明につきましては、それなりに裁判所で判断されるんですが、こういった機会にも記憶違い、勘違いがあるとすれば訂正できるということに大変私は感謝いたしております。以上でございまして、もしそのときに、仮に市長と言われたけど私が平然としていたとすれば、私は助役としての資質を疑われると思いますし、今申し上げたこととうそがあるとすれば私の人格にかかわる問題でありますから、もし事実であれば即刻辞職いたします。

(8) 市議会議員の公判に関する意見書

本意見書は5月6日に開催された市議会・入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会の冒頭で委員長より読み上げられた4名の議員から提出された意見書をそのまま掲載したものである。

ア J 議員

去る3月1日、立川市の水道工事入札汚職事件の公判において、元契約課長の情状酌量を求める弁護人からの陳述の中で、実名をあげられたことについて以下のとおり意見を表明させていただきます。

私に関係する部分は、おおむね次のような内容であります。委託関係で、4月から実施される委託事業の業者選定について、J議員から依頼がありましたが要望がバッティングし、すべてに応じられないのであくまで裁量で選定を行ったとなっておりますが、私は今回の事件とは一切関係しておりませんし、また、談合・汚職事件につながるような行為は一切行っておりません。

ただ、市議会議員として、市民である業者の方から相談を受けた場合、議員活動の一環として担当課長などに問い合わせや要望を行うことがあります。

私自身も過去に市内の小さな委託関係の業者の方から不況で仕事がない、生活のため立川市の指名を受けたいと相談されたことがあります。その場合でも不正行為やムリにお願いしたわけではなく、規則や基準に照らして出来ることなら、小規模企業である市内業者の育成のために政策提言として要望してきたことがあります。

このことが、今回の弁護士陳述の中で取り上げられたと思っています。

しかし、こうした議員活動としての問い合わせや要望も、不正につながる悪い働きかけや口利きとして、市民の皆さんに誤解を与えたとしたら信頼を失うことになります。

一日も早く働きかけや口利き規制のための政治倫理条例の制定や監視制度の確立、内部告発制度や電子入札など入札制度の透明性確保のためのさまざまな方法を検討し、その実現のために努力しなければならないと思っています。

私は、決意も新たにそうした行動に全力で取り組むことを誓うものであります。

イ B 議員

私は、ここ2ヵ月あまり入退院を繰り返し、体調が思わしくありません。この間、議会や委員会を欠席しがちで大変ご迷惑をおかけし、そのご挨拶もできず、誠に申し訳なく深くお詫び致す次第でございます。

早速ながら、立川市の発注業務を巡る今般の不祥事に関しまして、不肖、私の名が一部関係者の陳述に表れるなどしまして、そのために議員たるものとして、正すべき疑惑がもたれたものと認識しましたところから、この意見表明となりましたものであります。

私も市議会議員の一人として、市民の皆様の立場から市政を考え、いろいろな所でその考えを述べさせていただいており、市の職員に意見を述べることもございます。

しかし、それは市の業務執行の公正を期するとの観点から行う議員活動の

一環でありまして、今般の如き不祥事を誘発したり、或いは、助長したりということは絶対にありません。議員活動が、ときに誤解を招くこともあろうかと存じますが、それは議員として十分に注意しなければならないことと存じます。

今後とも、誤解や疑惑を招くことのないように留意しながら、議員に課せられた負託に応えるべく努力して参る所存でございますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

この意見表明の機会を得ましたことに、感謝いたします。

以上

ウ C議員

立川市の競売入札妨害事件における、3月1日の公判の場で元契約課長の弁護人が情状酌量を求める為に行なった陳述の中で、私の名前が出たと伺い、正直いって驚いています。只、私自身が実際に裁判所で聞いた訳ではありませんので、当委員会で報告のあった箇所を改めて議事録で読ませて頂きました。該当すると思われる箇所には「元契約課長に引き継いだ元総務部長のノートにはC議員の名前がある」とだけ記載されており、これだけでは何を意味しているのか、事実関係等が全くわかりません。しかし、名前が出た事に関しては心外であり、大変迷惑なことであります。

又、「F党の4、5人から依頼されたということで、元総務部長から業者のメモを渡された」との記載がありますが、この点についても意味不明で、理解できませんが、党の名前が出されたこと事態、迷惑千万であります。今後、必要があれば供述調書を取り寄せ、その時点で対応したいと考えています。

尚、折角の意見表明の場でありまして、ここで申し述べさせていただきますが、私達F党の議員は、福祉、教育、環境、行政改革、あるいは身近な地域問題など、議員活動の一環として市民からプライバシーも含め生活上の苦情相談や要望を受けます。それが行政に携わる議員の責務の一端である以上、懇切丁寧に対応をするのは当然の事と考えています。市民がいかにしたら、安心して幸せに暮らしていけるか、その為の支援をするのが政治の役目だからであります。

又、必要があれば関係部署の職員につなげ、対応をして頂く場合もあります。契約に関する事についても業者から「立川市で仕事をするにはどうすればできるのか」という手続き上の問い合わせや制度改革を求める相談を間々受けます。そうした時には担当職員に来て頂いて説明をしてもらったことはありました。

しかしそれは議員として当然の活動であり、働きかけとか請託とか言われるような行為とは明らかに違います。私は元より、F党議員は只の一度も働

きかけ・請託等を行ったことはないということを明言します。又、私は、自身の政治信条として、今後とも困って相談に来る市民に対しては、誠心誠意出来るだけの支援・協力をしていきたいと思っています。そして立川市議会議員として市民サービスの向上と円滑な市政の運営のために、最善の努力を尽くしていく決意であります。

尚、二度と今回のような不祥事を起こさないためにも、今後早急に入札制度改革と倫理規制の制定をするべきであると申し添えて、私の意見と致します。

エ W 議員

3月1日の公判の中で、元契約課長の陳述の中で、私がある業者が指名に参加したかと問い合わせをした、とありますが、そうした事実はありません。このことは3月15日の本特別委員会でも申し上げましたが、改めて書面で提出します。